

文教・科学技術

財務省

2022年11月14日

1. 義務教育

2. 高等教育

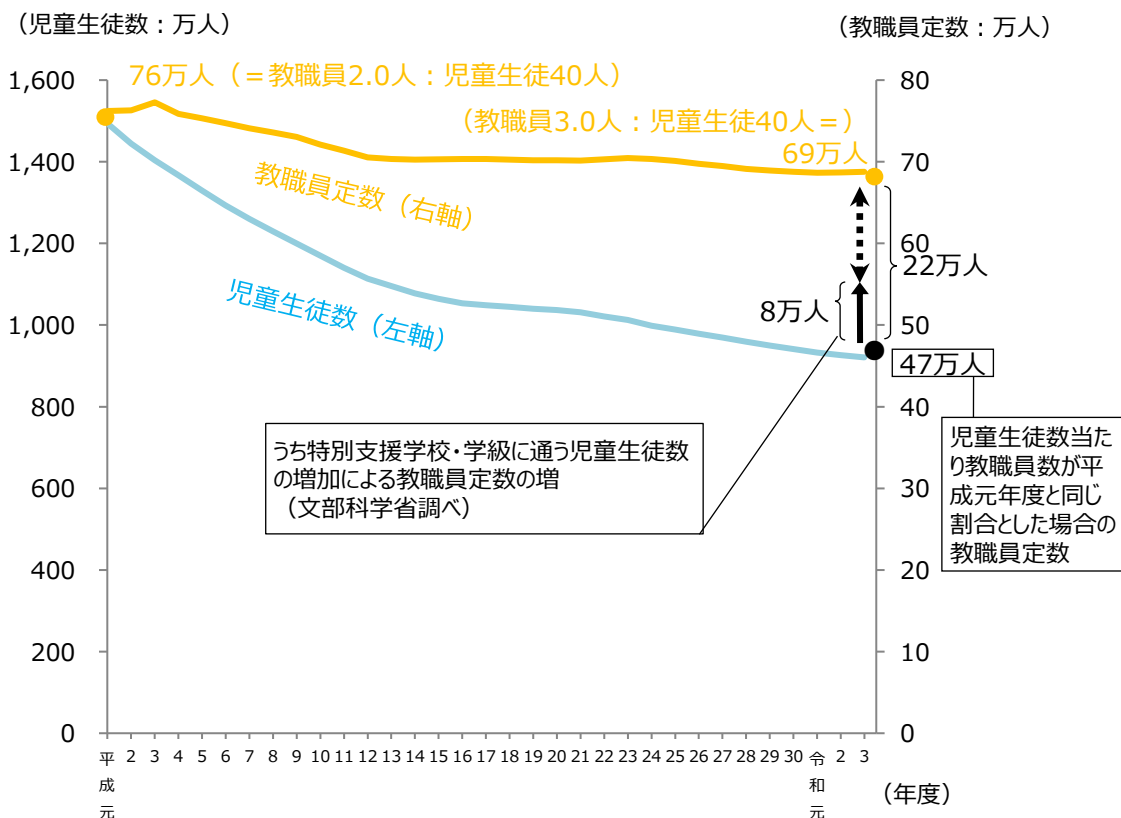
3. 科学技術

4. 文化

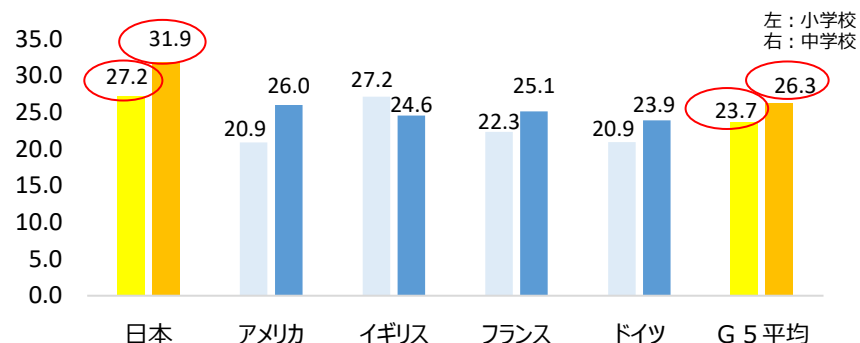
教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数

- 平成元年度以降、児童生徒数の減少ほど教職員定数は減少していない。したがって、児童生徒数当たりの教職員定数を平成元年度と同じ割合とした場合の教職員定数（約47万人）と比べて、約20万人多い。
- 日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、**教員 1 人当たりの児童生徒数は主要先進国の平均を下回っている**（日本は 1 クラス当たりの担任外教員数が多い）。**経年で比較しても、大きく減少。**

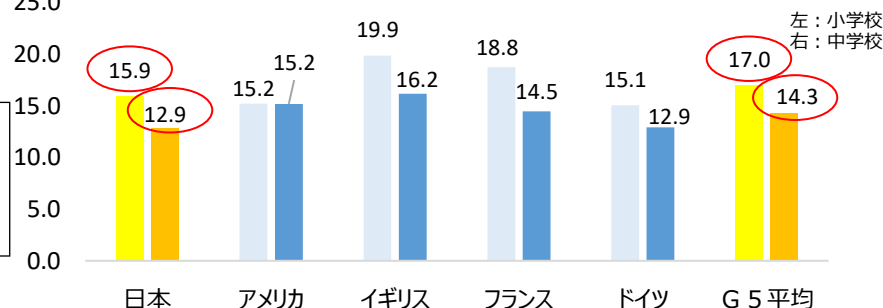
◆教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数の推移



◆学級規模（国公立小中学校）の国際比較（2019年）



◆教員 1 人当たり児童生徒数の国際比較（2019年）



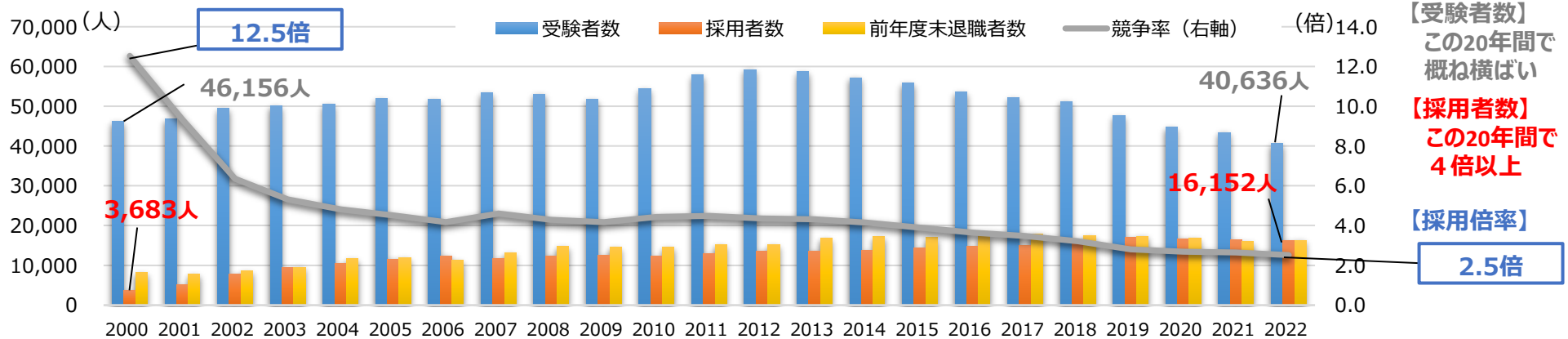
◆日本における教員 1 人当たり児童生徒数の経年比較

	2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2013年 (平成25年)	2019年 (令和元年)	2001年 ⇒2019年
小学校	20.6人	19.4人	17.4人	15.9人	▲22.8%
中学校	16.6人	15.1人	13.9人	12.9人	▲22.3%

採用倍率の低下

- 大量退職に伴う採用者数の増加などにより、**教員の採用倍率は大幅に低下**（小学校は2.5倍（過去最低））しており、**質の高い教員の確保が困難**になりつつある。
- 当面は定年延長により退職者の減少も見込まれるが、少子化に伴う新社会人の減少を踏まえれば、**なり手の確保が喫緊の課題**。

◆受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移【小学校】



令和4年度の採用倍率（小学校）の全国平均は2.5倍となっており、14県では、2.0倍未満となっている。
 （秋田県、福岡県：1.3倍、佐賀県、大分県：1.4倍、山形県、長崎県：1.5倍、福島県、富山県、宮崎県：1.6倍、山梨県、島根県、広島県、鹿児島県：1.8倍、新潟県：1.9倍）

（出所）令和4年度（令和3年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況に係る文部科学省調査

◆採用倍率の低下がもたらす影響

- ・近年の、経済学の研究には、**教員の「質」を高める政策の経済効果が極めて高い**こと、教員の質が高まることの恩恵をもっと大きく受けるのは社会経済的に不利な立場にいる子どもたちであることが示されている。こうしたことを踏まえれば、保護者の社会経済的地位による格差が拡大するわが国においても、**教員の質を高めることは重要であるが、教育の「量」と「質」とはトレード・オフの関係にあるという有力な研究が存在**している点には注意が必要だ。Jepsen & Rivkin（2009）では、カリフォルニア州で行われた学級規模の縮小について分析し、学級規模の縮小によって、平均的に子どもたちの数学と国語の学力は上昇したものの、学級規模縮小のもたらす直接的なプラスの効果は、追加的に雇用された教員として経験が少ない質の低い教員が増加したことによってかなりの部分が失われ、質の低い教員の増加のマイナスの影響をもっと強く受けたのは、黒人や貧困層の子どもたちであったことが明らかとなっている。
- ・日本で**教員の「量」を増やすことを政策目標とした場合、短期的に教員の「質」が低下するという恐れはないか**。そして、教員の働き方、処遇、マネジメント体制や人事評価のあり方などの改善に手をつけることなく、**目の前の仕事が多忙であるという問題を解決するために、ひたすら教員の数を増やせば、教員という仕事の魅力が低下し、優秀な人材が教員の市場に参入することを妨げるだけなのではないのか**。

（『少人数学級はいじめ・暴力・不登校を減らすのか』2017.3 中室）

問題意識

- これまで、児童生徒数の減少ほど教職員定数は減少しておらず、教員の「量」的充実度は既に先進国の中でも高い水準。
- 一方、採用倍率は大幅に低下しており、教員の「質」の確保が課題。

教員の「量」

- 教員の「量」的充実度は既に先進国の中でも高い水準であることも踏まえ、加配定数の更なる充実には慎重に対応すべき。

例えば、1つの考え方として、

- 小学校・中学校の学級数については、平成23年度（33.5万学級）からR3年度（30.4万学級）までの10年間で約3万学級（約10%）が減少（特別支援学級を除く）。
- 上記の学級数を基準とすれば、学級数の減に伴う自然減を行っていない加配定数について約4,000人（事業費ベース：約260億円）分を合理化したとしても、学級当たりの加配定数は維持される（基礎定数化や特別支援教育の充実にかかる影響を除く）。
- 今後の人口動態を踏まえた試算では、学級数はR9 年度（27.3万学級）までに更に約10%減少すると見込まれており、同様に合理化可能な加配定数は約4,000人（事業費ベース：約260億円）と見込まれる。

教員の「質」

- 若者を中心とした優秀ななり手を増やす（教員志望率を引き上げる）施策が必要。

- 具体的には、

① 学校を魅力ある職場に変革すべき。
（働き方改革、教員を保護する環境作り）

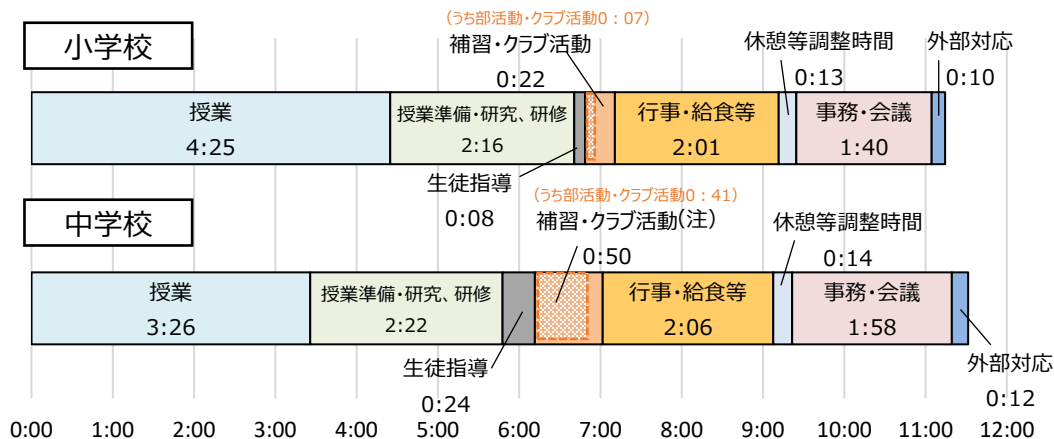
② 優秀ななり手の発掘・育成に取り組むべき。
（免許制度・採用方法の検討、研修の効果検証）

⇒ 加配定数の合理化による財源を、教員の質を向上させるために活用していくことも考えられるのではないか。

学校における働き方改革について（総論）

- 平成28年度教員勤務実態調査によれば、日本の小中学校教員の勤務時間は授業以外の時間が多くを占めており、2018年の国際比較調査においても同様の傾向。教員が子どもに向き合う時間に集中できる業務・体制等の見直しが必要。
- 令和元年給特法改正を受け、文部科学省は、働き方改革の徹底に向けた取組を各教育委員会に求めるとともに、学校行事の精選、学校閉庁日の設定等といった働き方改革の好事例と削減時間等の効果を周知。さらに、令和3年度取組状況調査結果等を踏まえ、各教育委員会に対し、特に取り組むべき事項等を通知。

◆小中学校教員の学内勤務時間（平日）の内訳 （平成28年度教員勤務実態調査より作成）



（注）中学校における部活動・クラブ活動については、上記のほか土日に2:09の学内勤務時間がある。

◆教員環境の国際比較

（OECD国際教員指導環境調査（TALIS）2018報告書）（国立教育政策研究所）（p.70抜粋）

2.3 教員の仕事時間

（略） TALIS2018年調査では「仕事時間の合計」として、直近の「通常の一週間」において、指導（授業）、授業準備、採点、他の教員との共同作業、職員会議や職能開発への参加、その他の仕事に費やした時間を含む時間数（1時間＝60分換算）の合計を教員に質問した。この「仕事時間の合計」には、週末や夜間など就業時間外に行った仕事の時間数も含む。

教員の回答による「仕事時間の合計」は、中学校教員の場合、（略）日本では56.0時間（平均）であり、（略）参加国の中で最も長い。小学校教員については、（略）「仕事時間の合計」は日本では54.4時間（平均）であり、参加国の中で最も長い。（略）

（右上へ続く）

教員の回答による「指導（授業）時間」は、中学校教員の場合、（略）日本では18.0時間（平均）であり、（略）授業以外の業務に多くの時間を費やしていることが分かる。小学校教員については、（略）日本では23.0時間（平均）であり、授業以外の業務に多くの時間を費やしていることが分かる。

◆令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知の一部抜粋）

学校における働き方改革が引き続き急務であることから、令和3年12月24日に公表した「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果等を踏まえ、学校の働き方改革に関して都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会として特に取り組むべき事項等について通知。

【通知における特に取り組むべき事項等】

①勤務時間管理の徹底等について

②働き方改革に係る取組状況の公表等について

・働き方改革に係る取組や在校等時間の状況の公表の促進

③学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について

・学校・教師が担うべき業務に係る「3分類」における取組の積極的な実施の促進

④学校行事の精選や見直し等について

・新型コロナウイルス感染症対策下における行事の実施方法の適切な変更・工夫等の取組も一つの契機として、教育的な観点も十分に踏まえつつ、学校行事の精選や内容・準備の見直し・簡素化を促進

⑤ICTを活用した校務効率化について

・教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡調整手段のデジタル化

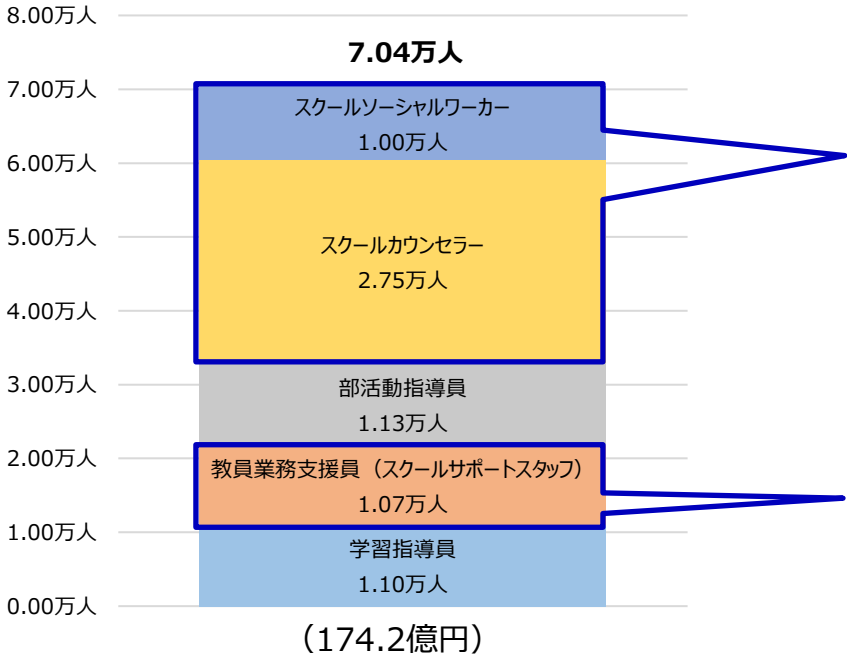
⑥教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）について

⑦部活動について

働き方改革の具体的取組①（外部人材の活用）

- 働き方改革を進めるため、多様な外部人材を活用していくことも重要。
- しかしながら、役割分担を明確にしないまま外部人材を配置している地方公共団体が一定数存在。
- 外部人材活用の効果に学校間で差が生じていることから、役割分担も含め、効率的な活用方法について十分な検討がなされないまま外部人材が配置されている可能性。

◆外部人材の配置状況（令和4年度予算人員）

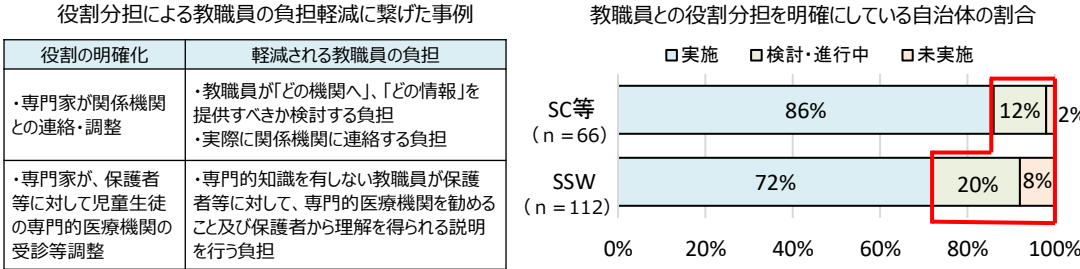


上記のほか、地方財政措置として、ICT支援員（約0.4万人：R3.3時点）、外国語指導助手（ALT）（約0.5万人：R元.12時点）、スクールロイヤー（教育行政に係る法務相談体制の整備状況（都道府県・指定都市）は約71%：R3.3時点）等が配置されている。

（注）東日本大震災のための緊急SC等活用事業による配置人員は除く。
スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、一学校（区）あたり一人として予算人員をカウント（その他重点配置分を含めていない）。

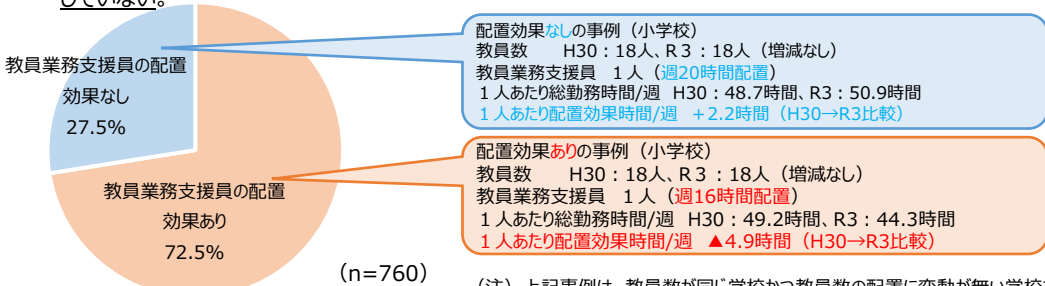
◆予算執行調査の結果（令和3年9月 公表）

（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと教職員の役割分担について）



◆教員業務支援員の配置効果

教員業務支援員を配置している学校では、平成30年度から令和3年度にかけて、小中学校の教員1人当たり平均週2.45時間もの勤務時間が減少しているが、学校別に見ると約3割の学校で勤務時間が減少していない。



（注）上記事例は、教員数が同じ学校かつ教員数の配置に変動が無い学校を比較している。

（出所）文部科学省資料を基に財務省で作成

（参考）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について 抜粋（平成31年1月25日 中央教育審議会（答申））

第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

1. 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実
- ・多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等を支援するスタッフの配置促進
- ・授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフの配置促進

働き方改革の具体的取組②（地域と学校の連携・協働）

- 働き方改革を進めるため、地域住民による登下校対応や学習支援など、地域と学校が協働した活動を行うことも重要。
- 本年7月に公表した予算執行調査では、多くの地方公共団体で教員の負担軽減につながっていることが確認できたが、教員の負担となっているケース（有効回答202中33）も確認された。

◆地域学校協働活動の推進（地域学校協働本部の整備）

◆予算執行調査の結果（令和4年7月 公表）

<事業イメージ>

地域学校協働活動推進員を中心に、保護者や地域住民等の参画を得て、様々な関係者が緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



補助対象：都道府県・指定都市・中核市（以下、都道府県等）

補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3（ただし、都道府県等が行う場合は国1/3、都道府県等2/3）

補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること

②地域学校協働活動推進員を配置すること

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置している学校数：15,221校
（令和4年5月1日現在）

地域学校協働本部が整備されている公立学校数：20,568校
（令和4年5月1日現在）

地域学校協働活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

補助を行う地域学校協働活動

●「学校における働き方改革」を踏まえた活動

例）働き方改革答申における以下の活動等を実施。

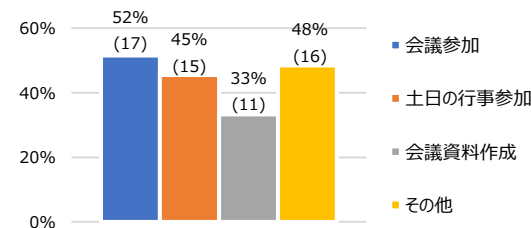
- ①登下校に関する対応
- ②放課後などにおける見守り、補導対応
- ③児童生徒の休み時間における対応
- ④校内清掃
- ⑤部活動の補助

●地域における学習支援・体験活動（放課後等における学習支援活動等）

【地域学校協働活動が教員の負担増となった具体例】

- ・一部の地域で、教職員の休日の活動参加を求める地域があった。
- ・運用方法の問題（会計や人材探し）で現場教員から働き方改革に貢献しないという評価がある。
- ・地域学校協働活動とCSの一体的推進に当たり、地域と学校ですべきことの線引きができずに、負担感を感じる教員がいる。

時間外勤務増につながった要因（n=33（複数回答あり））



◆その他の例

- ・地域学校協働本部の会計を教員が担っている
- ・活動記録等の書類整理
- ・事務処理量の増

（参考）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について 抜粋
（平成31年1月25日 中央教育審議会（答申））

第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

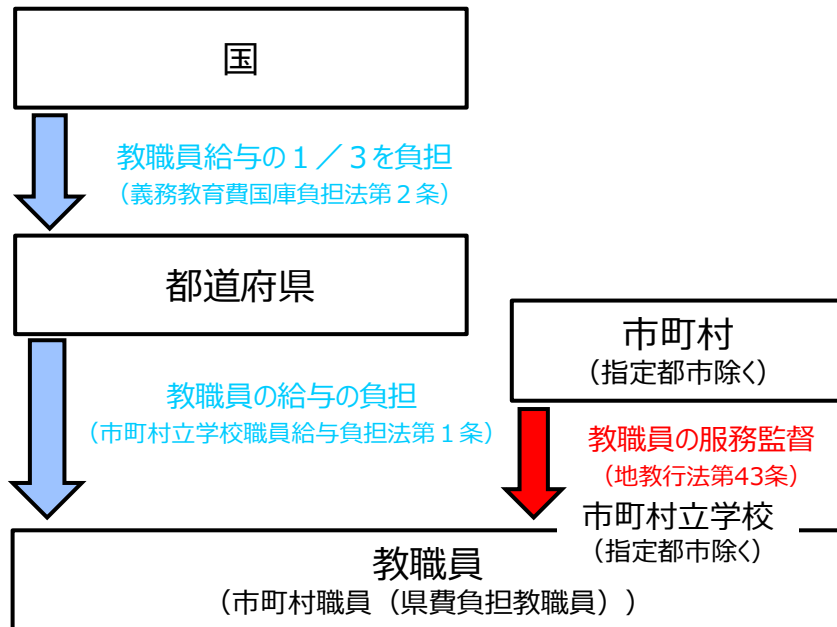
1. 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

・学校と地域の連携・協働を推進するための、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や地域学校協働活動の推進

働き方改革を促すインセンティブ

- 教員は市町村職員であり、服務監督権者は市町村であるが、給与については、任命権者である都道府県と国が負担している。民間企業と異なり、
 - ①時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額（給料月額の4%）が支給されていること
 - ②給与負担者と服務監督者が同一でないこと
 から、民間企業のように働き方改革を進めるインセンティブがわきにくい構造となっている。
- このような中でも、市町村のイニシアティブにより、着実に働き方改革を進めている例も存在する。
- **市町村の働き方改革のインセンティブを高めるため、国が行う一定の補助事業（外部人材・地域学校協働活動）について、学校毎に働き方改革の取組を公表することを要件**としてはどうか。

◆県費負担教職員制度

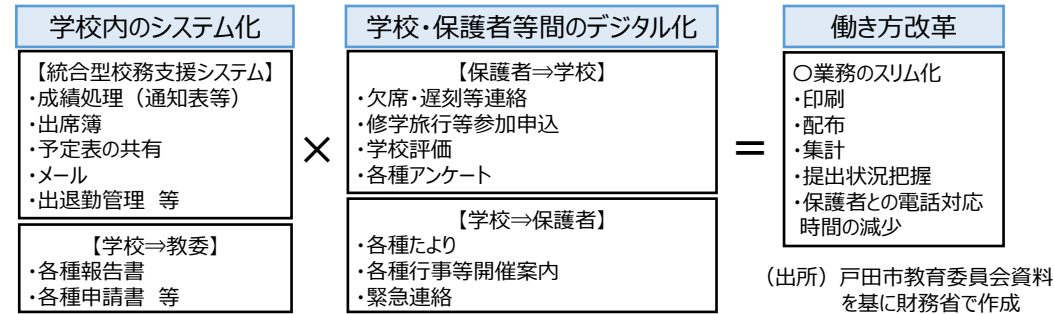


(注) 地教行法…地方教育行政の組織及び運営に関する法律

※指定都市は、教職員の任命、給与負担、服務監督及び学校の設置・管理を一元的に行い、教職員給与費の1/3を国が負担。

※県費負担教職員制度：市（指定都市除く）町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県が負担することとされている。

◆（事例）学校のデジタル化における働き方改革（戸田市）



◆（事例）学校行事の精選、学校閉庁日の設定等（熊本市）

教育委員会は、学校行事の精選について、検討会議で議論を重ね、法的裏付けの有無や前年度踏襲の見直しを踏まえ、以下のとおり学校行事の一定の方向性をとりまとめた。令和元年度に学校に通知。

小学校における実施内容	儀礼的行事	文化的行事	健康安全・体育的行事	【休暇に視点を置いた取組】
共通実施 ○法的裏付け等 ○熊本市の特色、重点事項	○入学式 ○卒業式（儀礼）		○健康診断（定期健診） ○避難訓練（防災）	○学校閉庁日の設定（H30年度～） ・R3年度夏季休業中における学校閉庁日の平均日数は小学校で8.5日（最長11日）設定。 ○年休取得期間を9～8月へ見直し検討 ・夏季休暇に残った年休を休暇取得しやすくなるよう見直しを検討（現在1～12月）。
選択実施（例） ☆学校で選択（学校の特色やねらいに応じて実施検討）	☆始業式 ☆終業、修了式 ☆就任式	☆学習発表会 ☆音楽会、劇鑑賞会 等	☆運動会 ☆水泳記録会 ☆交通安全教室	

(出所) 「令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査【結果概要】」（文部科学省）
「学校改革！教職員の時間創造プロジェクト「ニュースレター」」（熊本市）

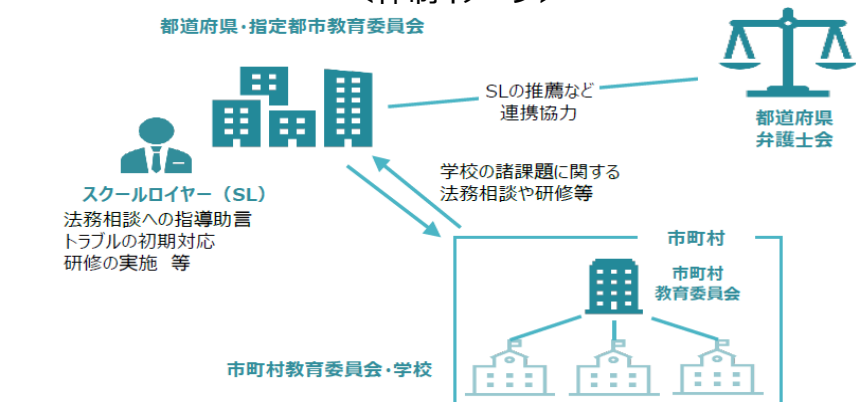
教員を保護する環境作り

- 学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、地方財政措置により、スクールロイヤーが活用されている。
- 都道府県教育委員会が主導して、勤務時間外の教職員対応は原則として行わない旨の周知・協力依頼を発出している例もある。
- **教員に過度な負担を負わせない取組を導入・展開することにより、教員を保護する環境を作っていくべき。**

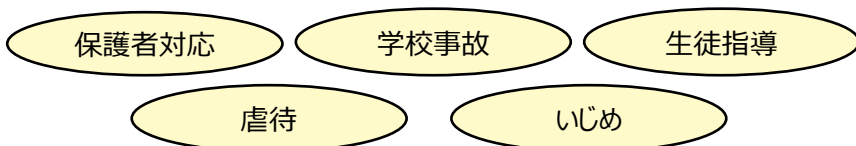
◆スクールロイヤーによる法的側面からの支援

都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、令和2年度より、普通交付税措置を実施。

<体制イメージ>



<主な法務相談内容>



(出所) 令和4年1月31日規制改革推進会議への投資WG資料「スクールカウンセラー・スクールロイヤーについて」を基に作成

◆県教育委員会から地域・保護者に対する協力依頼

【奈良県教育委員会の協力依頼（抜粋・加工）】

- ・学校は、留守番電話を設定するなど、時間外対応が原則できなくなります。
- ・学校行事などの業務を見直します（「常識」や「伝統」にとらわれず真に必要な活動に集中します）
- ・休日の地域行事等について、教員への参加要請等は可能な限り避けて下さい。
- ・給食や掃除、登下校の見回り等学校ボランティアへのお願い。

【沖縄県教育委員会の協力依頼（抜粋・加工）】

- ・教職員の勤務時間は原則、8:15～16:45（小中学校）
- ・勤務時間以外の児童生徒の事件・事故等の緊急時は、警察・救急・消防等の関係機関までご連絡下さい。
- ・部活動の休養日（週2日以上）と適切な活動時間（平日2時間等）を県教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」に則り各学校で定めています。
- ・県立学校は夏季休業中の8月第2週の水・木・金曜日を学校閉庁日とし、原則として教育活動を行いません。緊急な連絡が必要な場合は県教育委員会までお願いします（市町村立学校は、市町村教育委員会が県立学校に準じて設定）。

(出所) 奈良県、沖縄県HPに掲載されている地域・保護者向けリーフレット等を基に作成

多様な人材の確保

- 多様な専門的知識を有する社会人等を迎え入れることにより、学校教育の活性化を図ることを目的とした「特別非常勤講師」制度が導入されているが、小中学校での届出数は減少傾向。また、普通免許状を有しない者であっても、都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格すれば、学校現場で働くことができる「特別免許状」制度についても、正規職員の採用は低調。
- 採用倍率が低下する中で教育の質を確保するためには、**能力の高い人材であれば教育現場に参画できるようにすることが不可欠。官と民との間で人材が流動的に行き来する仕組みを導入するなど、免許制度や採用方法について新たな仕組みを検討すべきではないか。**

◆特別非常勤講師の届出数の推移（小学校・中学校）

	平成16年度	平成21年度	平成26年度	令和2年度	対平成16年度比
小学校	8,881	6,150	4,730	3,668	▲5,213
中学校	3,649	3,038	2,495	2,348	▲1,301
合計	12,530	9,188	7,225	6,016	▲6,514 (▲52.0%)

◆小学校教員採用者における民間企業等勤務経験者数（令和4年度）

採用者（人）	うち民間企業等勤務経験者（人）	割合
16,152	426	2.6%

◆教員免許状の授与件数（令和2年度）

区分	普通免許状（人）	特別免許状（人）	特別免許状（割合）
小学校	28,187	22 (うち公立16)	0.08%
中学校	44,297	60 (うち公立22)	0.14%
高等学校	52,629	144 (うち公立62)	0.27%
計	125,113	226 (うち公立100)	0.18%

（出所）文部科学省資料

◆教員免許の有無

- ・マセティカ研究所のデッカー教授らが、教員免許が教員の質に与える影響を検証。
- ・免許を持たない教員に教わった子どもは、免許を保有する教員に教わった子どもと比べて算数の点数が高く、国語では差がなかったことがわかった。
- ・経済学者の間では**教員免許の有無による教員の質の差はかなり小さい**というのがコンセンサスとなっている。

（『学力の経済学』2015.6 中室牧子）



（注）「免許あり教員のうち上位と下位の差」は、付加価値でみたときの上位25%と下位25%の差を意味している。

教員研修の効果検証

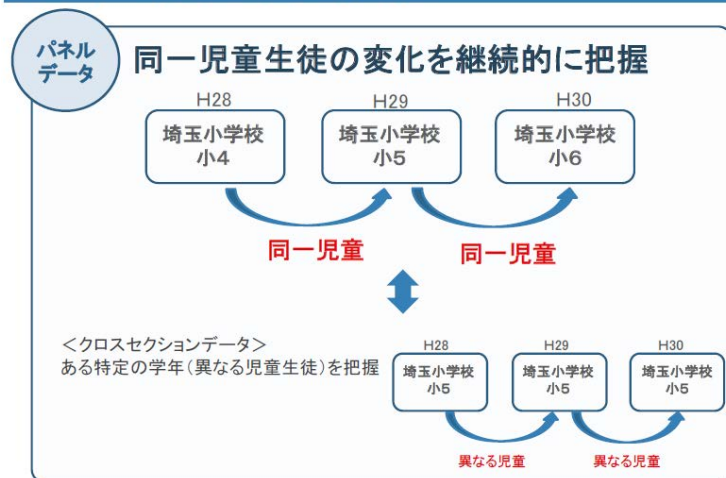
- 埼玉県では、パネルデータの活用により、一人一人の子どもの学力の変化を継続的に把握。他方、このような地方公共団体においても、教員の付加価値（担当する子どもの学力向上度合い）の経年変化は把握していない。
- 入職後の教員には、経験年数に応じて様々な研修の機会が提供されているが、経年での教員の付加価値の変化を把握できていないため、研修の効果も測定できていない。**研修の効果測定し、効果の高い研修に資源を集中できる体制を整えるべき。**

◆埼玉県学調について

特徴

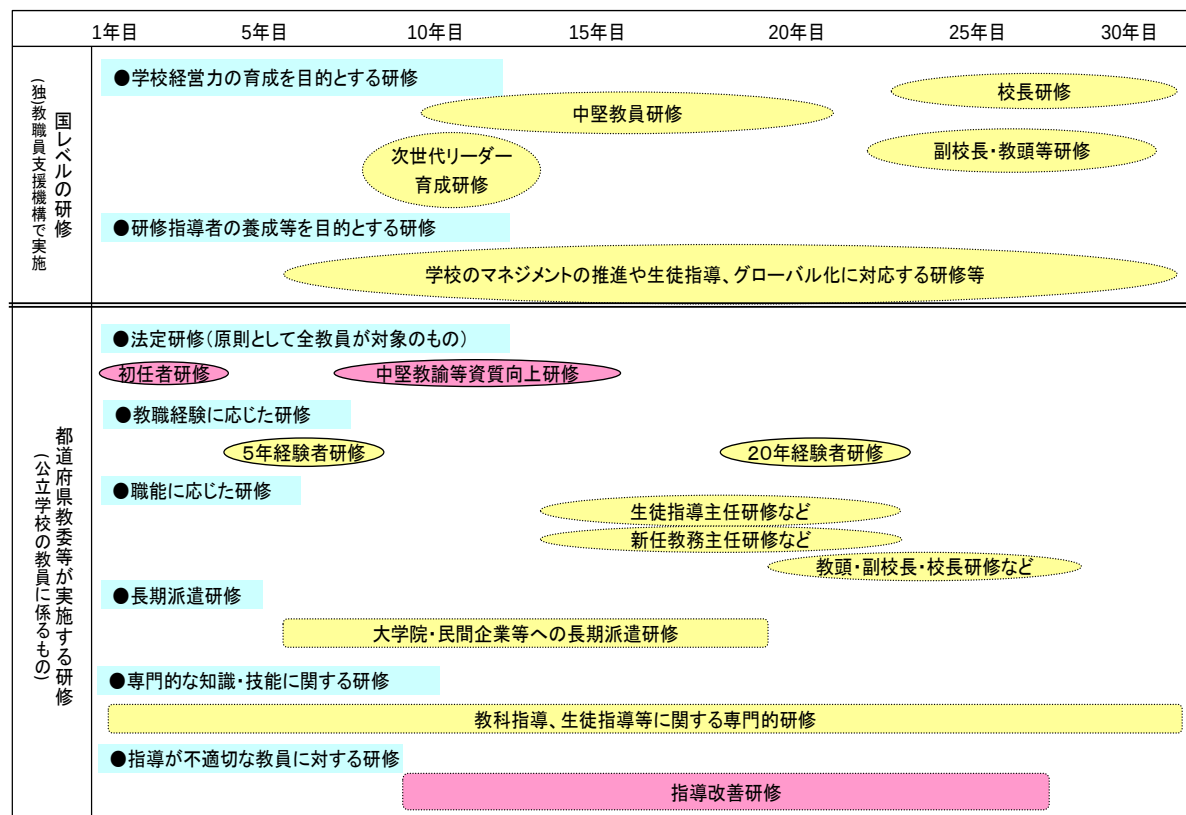
- **一人一人の学力の伸び（変化）を継続して把握**することのできる**自治体初の調査**
- **非認知能力・学習方略にも注目**して調査を実施

埼玉県学力・学習状況調査の概要・特徴



- 児童生徒IDにより、同一児童生徒の学力変化を測定
- **効果を上げた学級・教員（教員の付加価値）が把握・算出可能**（→効果的な取組を共有）
- ※ 教員IDは付与されておらず**同一教員の付加価値が研修によって変化するかは把握できない。**

◆教員研修の実施体系



(出所) 文部科学省資料

論点（まとめ）

- 教員の「量」的充実度は既に先進国の中でも高い水準であることも踏まえ、「量」の拡充には慎重に対応する必要。
- 一方、教員の「質」を確保していくことは非常に重要であり、優秀ななり手を増やす（教員志望率を上げる）施策が必要。具体的には、
 - ① 学校を魅力ある職場に変革すべき。
 - ② 優秀ななり手の発掘・育成に取り組むべき。
- 学校を魅力ある職場に変革するためには、市町村の働き方改革へのインセンティブを高めるよう、国が行う一定の補助事業（外部人材・地域学校協働活動）については、学校毎に働き方改革の取組を公表することを要件にすべき。また、教員に過度な負担を負わせないよう教員を保護する環境作りにも取り組んでいく必要。
- 優秀な社会人等を学校現場へ迎え入れるため、免許制度や採用方法について新たな仕組みを検討すべき。また、教員の研修についても、効果測定を行い、効果の高い研修に資源を集中できる体制を整えるべき。

1. 義務教育

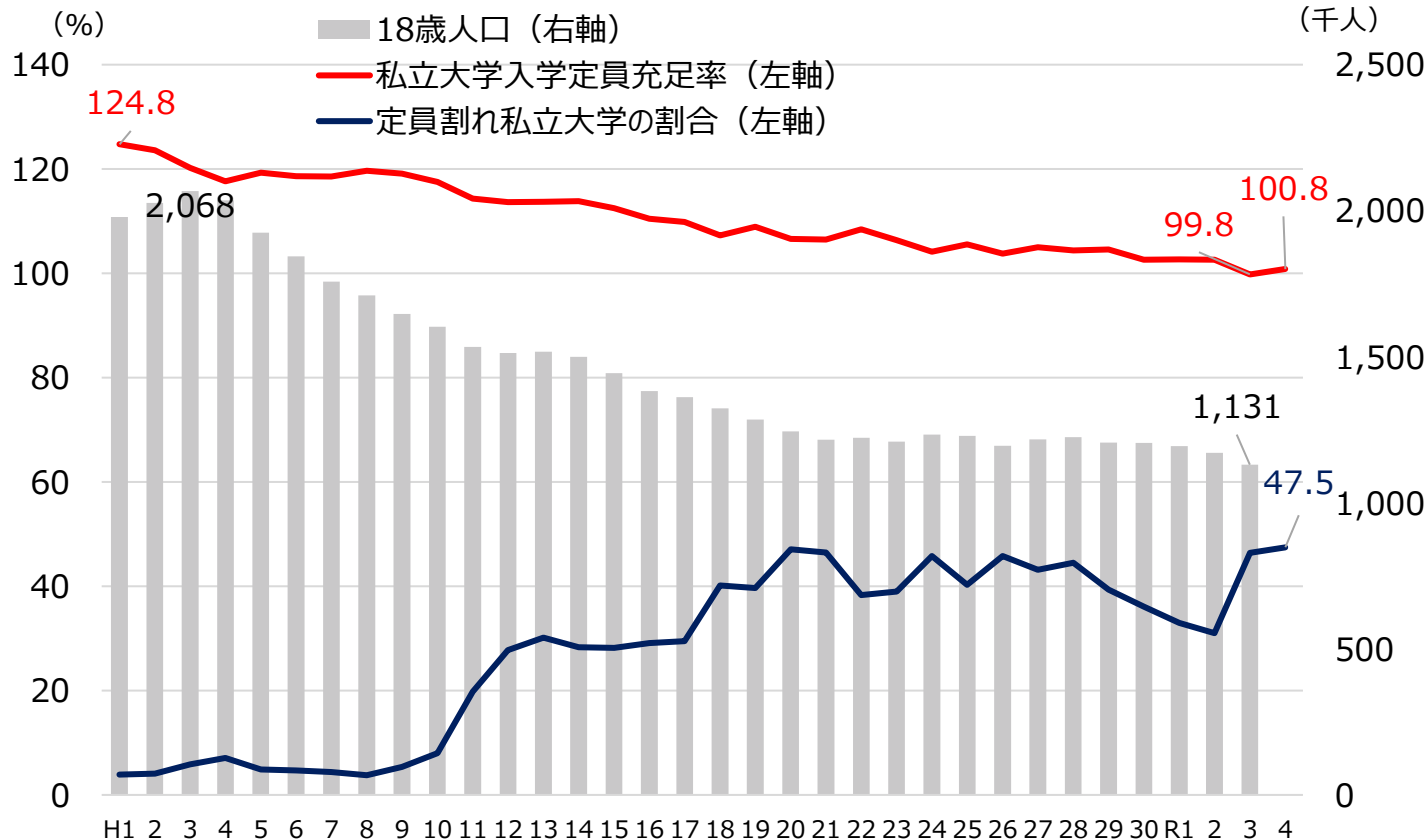
2. 高等教育

3. 科学技術

4. 文化

減少する18歳人口と私立大学入学定員充足率

- 18歳人口は、平成3年（207万人）をピークに約30年間で約5割、約90万人の減少。
- **私立大学全体で見た入学定員充足率は低下を続け、令和3年度には100%を下回った。**定員割れ大学の割合も増加を続け、令和4年度は約5割となっている。
- 私立大学には、環境の変化に即し、他大学との連携や社会で活躍できる学生を育てるための教育改革・学部転換を含め、より積極的・戦略的に経営判断していくことが求められている。
- **今後も入学者数の減少が予測される中、国立大学も含め、国の制度や支援の在り方についても、量の拡大ではなく、学生の能力向上を実現できているか等の質の観点を重視する方向に見直しを進めていく必要。**



(参考) 私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(平成29年5月15日) (抜粋)

- 我が国の高等教育を支えてきた私立大学が、18歳人口の急激な減少期において、産業構造や経済社会の高度化・変化、グローバル化の進展に対応し、今後ともその役割を果たし続けるためには、国内の18歳人口の規模の拡大を前提としたモデルから、環境の変化に即したモデルへの転換が強く求められる。

(中略)

- これらの改革のためには、自らの強みが発揮できる分野に選択と集中を進め、大学間や自治体・産業との連携・協力を強化するとともに、教職協働等の改革を進めるための学内体制を整え、社会から信頼され支援を受けるにふさわしいガバナンスの強化に取り組むなど、より強固な経営基盤に支えられた大学づくりを進めていくことが必要である。また、それに伴い、国等の支援や制度の在り方も見直ししていくことが求められる。

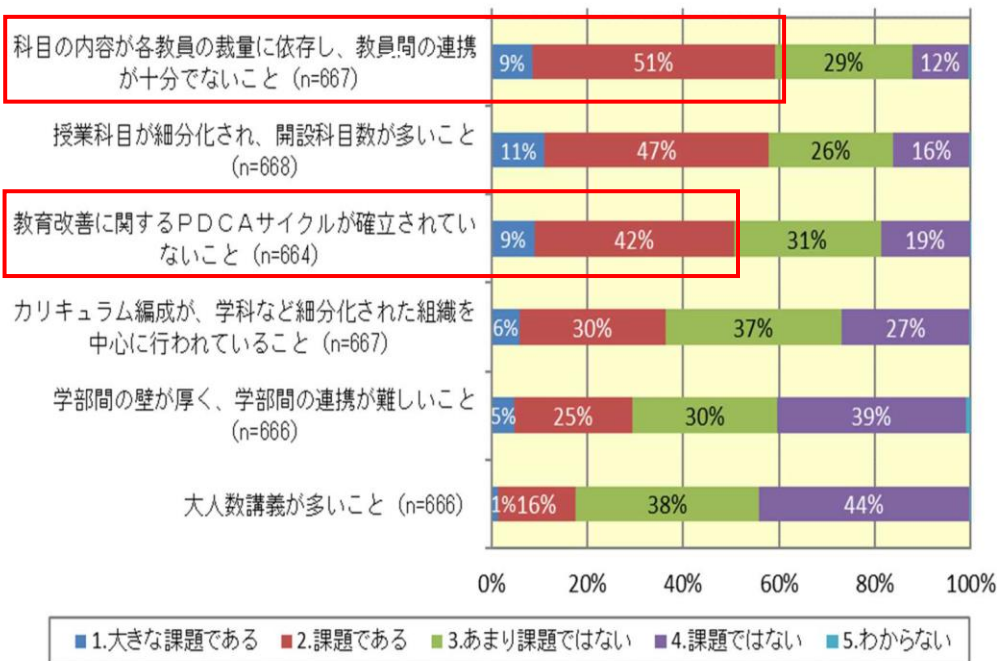
(出所) 総務省「人口推計」、日本私立学校振興・共済事業団「令和4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志望動向」

(注) 18歳人口は、各年10月1日時点。入学定員充足率は、入学者数/入学定員。定員割れ大学は、入学定員充足率が100%未満の大学。

大学教育には学生のために改善できる余地がある可能性

- 学長は、授業内容に係る教員間の連携や教育改善に関するPDCAサイクルが確立されていないことが課題だと考えている。学生アンケートにおいても、大学での学修のチャンスが十分に活かされていない可能性が示唆されている。
- 教育内容改善に係る予算事業は既に存在するが、その成果を適切に分析し、制度等の改革につなげるべき。構造的な改善につながることが期待できない事業については、予算措置は控えるべき。

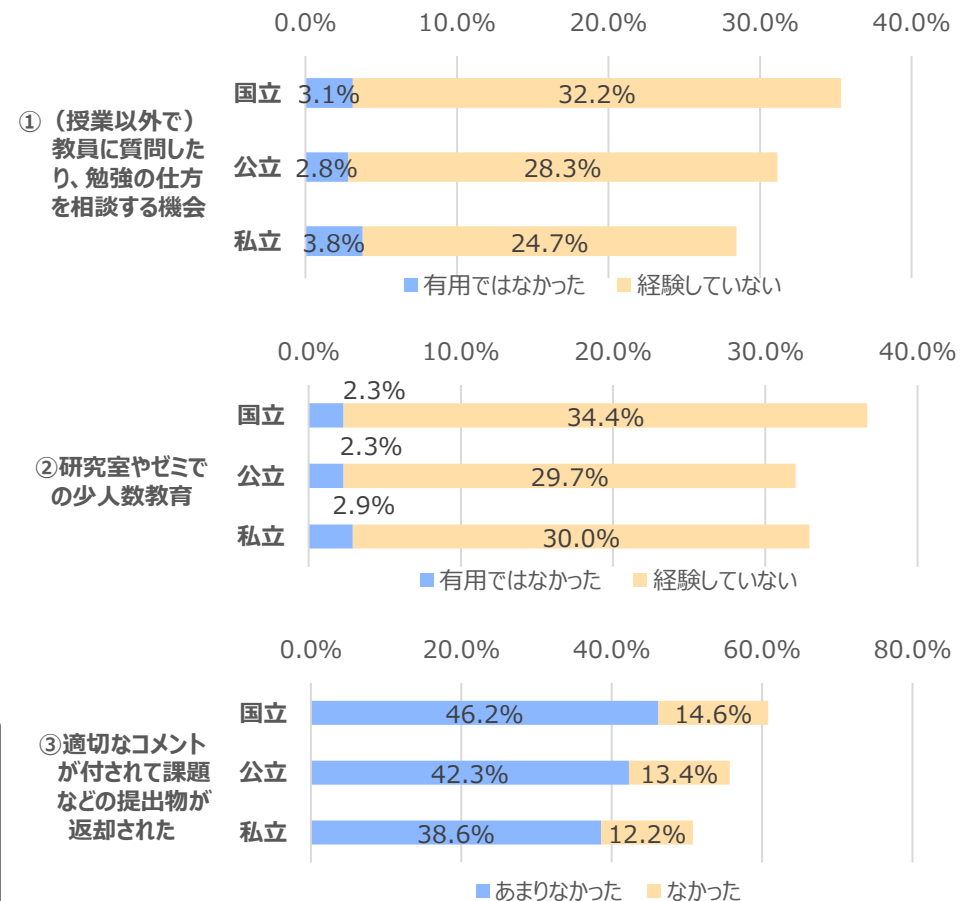
◆学長が考える、学士課程教育の課題（2018年度）



(出所) 中央教育審議会大学分科会「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について（審議まとめ）～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント」（令和3年2月9日）

（参考）「知識集約型社会を支える人材育成事業」（令和2年度～）では、学修成果・教育成果の把握・可視化や学修成果や教育成果、教育の質に関する情報の公表等が（要件でなく）評価項目とされている。大学教育については一律の要件設定による方向づけが馴染まない場面もあると思われるが、文科省として大学ごとの事業成果を適切に分析し、最低限満たすべき条件を設ける等の形で今後の支援や制度の設計に活かすべき。

◆学生の大学教育に係るアンケート結果



(出所) 文部科学省 令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」より財務省作成

日本の人材競争力を高めていく必要

- 国際経営開発研究所（IMD）の世界人材ランキングでは、日本は64か国中38位。
- 大学の国際化を進めるための施策を講じてきているが、大学の国際化は未だ道半ば。アウトカムを分析し、真に有効なものに絞って施策を講じることで、**国際競争の中で大学の教育力向上が実現していく環境を作るべき。**

◆人材に関する競争力の国際比較

世界人材ランキング（IMD）

1位	スイス	11位	ドイツ
2位	デンマーク		⋮
3位	ルクセンブルク	15位	アメリカ
4位	アイスランド		⋮
5位	スウェーデン	23位	イギリス
6位	オーストリア		⋮
7位	ノルウェー	28位	フランス
8位	カナダ		⋮
9位	シンガポール	36位	イタリア
			⋮
10位	オランダ	38位	日本

（出所）教育未来創造会議 参考データ集（令和4年9月）

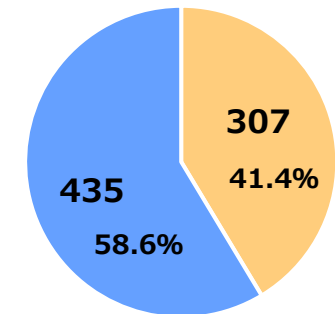
（参考）「スーパーグローバル大学(SGU)創生支援事業」では、指定された大学が最大10年間（2014～2023年度）補助金を受け取り「大学改革」と「国際化」を進めることとされており、中長期アウトカムとして、「大学の体質改善による組織文化の変化」（大学の国際競争力強化、高等教育の国際通用性の向上）が掲げられている。

アクティビティ・アウトプット（多様な国籍の教員による授業の実施等）、初期アウトカム（SGUのブランド化、学生の流動性の向上等）の検証はもちろん、この中長期アウトカムにどう具体的につながっているか、説明責任を果たす必要。

◆英語による授業を実施している大学（R元）

学部段階（校）

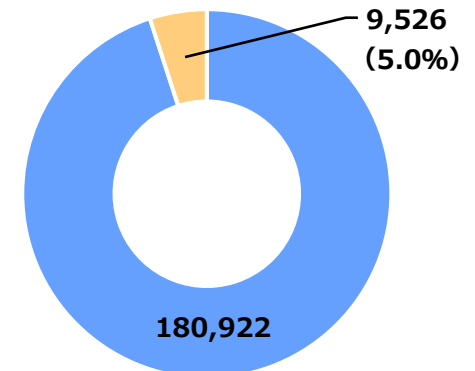
- 英語による授業を実施
- 英語による授業を実施していない



（出所）文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」
（注）742大学の内訳は、国立82校、公立85校、私立575校

◆全大学に占める外国人教員数・割合

- 大学・大学院の日本人教員数
- 大学・大学院の外国人教員数

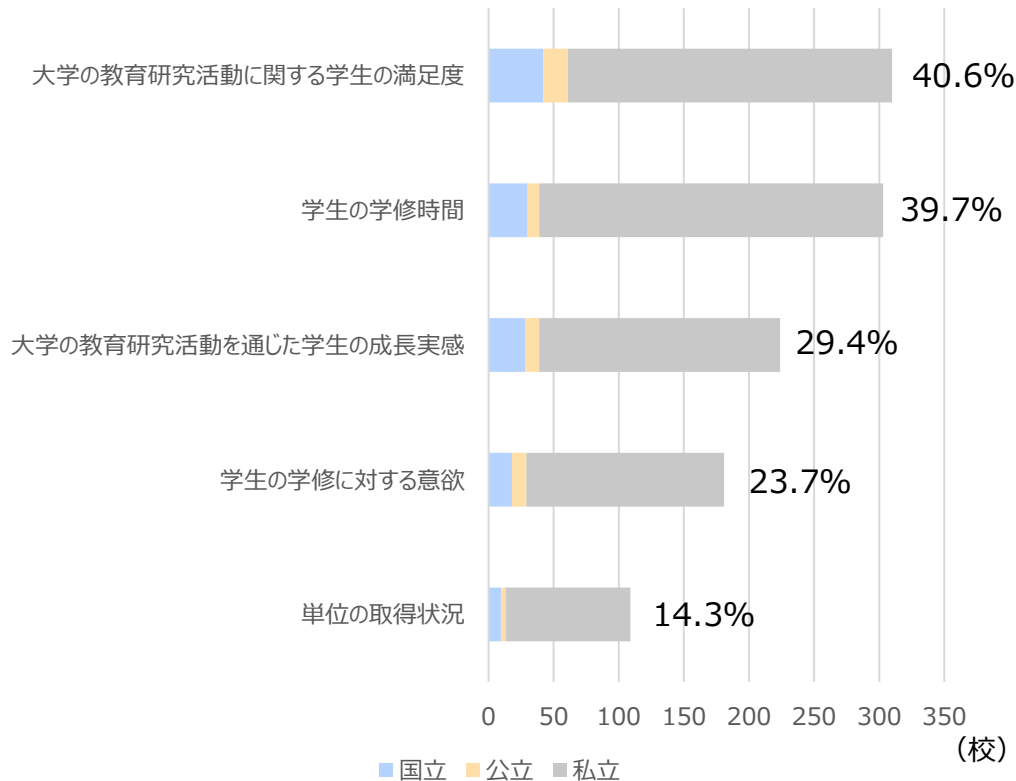


（出所）文部科学省「学校基本調査」（令和3年度）

大学教育の質が高まっていく環境づくり

- 大学進学率が高まると、「大学に進学し、卒業したこと」のみでは優秀な人材であることを証明できなくなり、大学においてどのような教育を受け、成長したかが、社会や企業にとって重要になる。
- 大学は、**学生の能力向上に係る取組状況等を比較可能な形で発信するとともに、学生が学修成果を具体的に説明できるようにしていく必要**。国においても、各種支援策のメリハリ付け、要件設置等により、それを後押ししていくべき。

◆公表を行った教育研究活動等の情報（令和元年度）



（出所）文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和3年10月4日）

◆大学教育に関する経団連の考え方

大学教育の質保証を評価する観点から、
学習成果の可視化・公表が不可欠

【対応策】

<大学>

- 学生自身による学びの振り返りを基礎とした学習ポートフォリオの活用を促進し、公平かつ客観的な評価指標に基づいた「ディプロマ・サプリメント」等により、学修成果の可視化を厳格に行うべき
- 認証評価期間における外部評価を活用し、評価指標のさらなる改善に取り組む必要

<国>

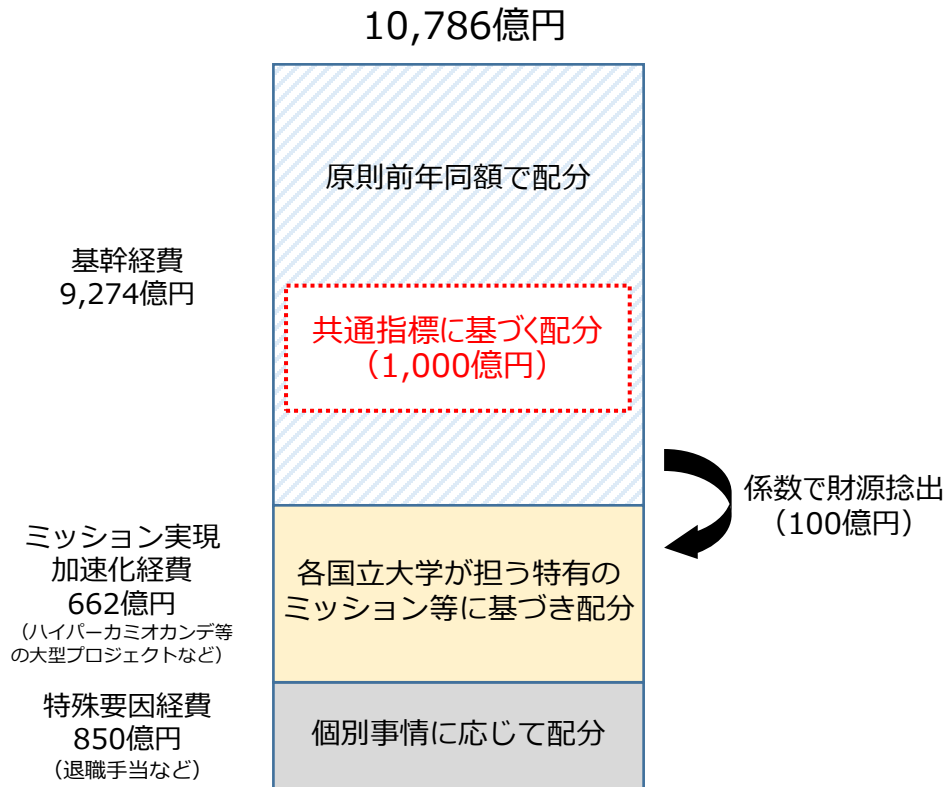
- 大学間の比較を可能とすべく、日本学術会議が策定している分野別参照基準等に基づき、各分野で学ぶべき基本的な知識や素養が身につくカリキュラムになっているか、また、カリキュラムを通じてどのような知識・素養・能力が身につくかについて、より客観的な評価が可能となるよう、検討すべき

（出所）一般社団法人 日本経済団体連合会「大学教育に対する経団連の考え方」（令和4年8月9日）

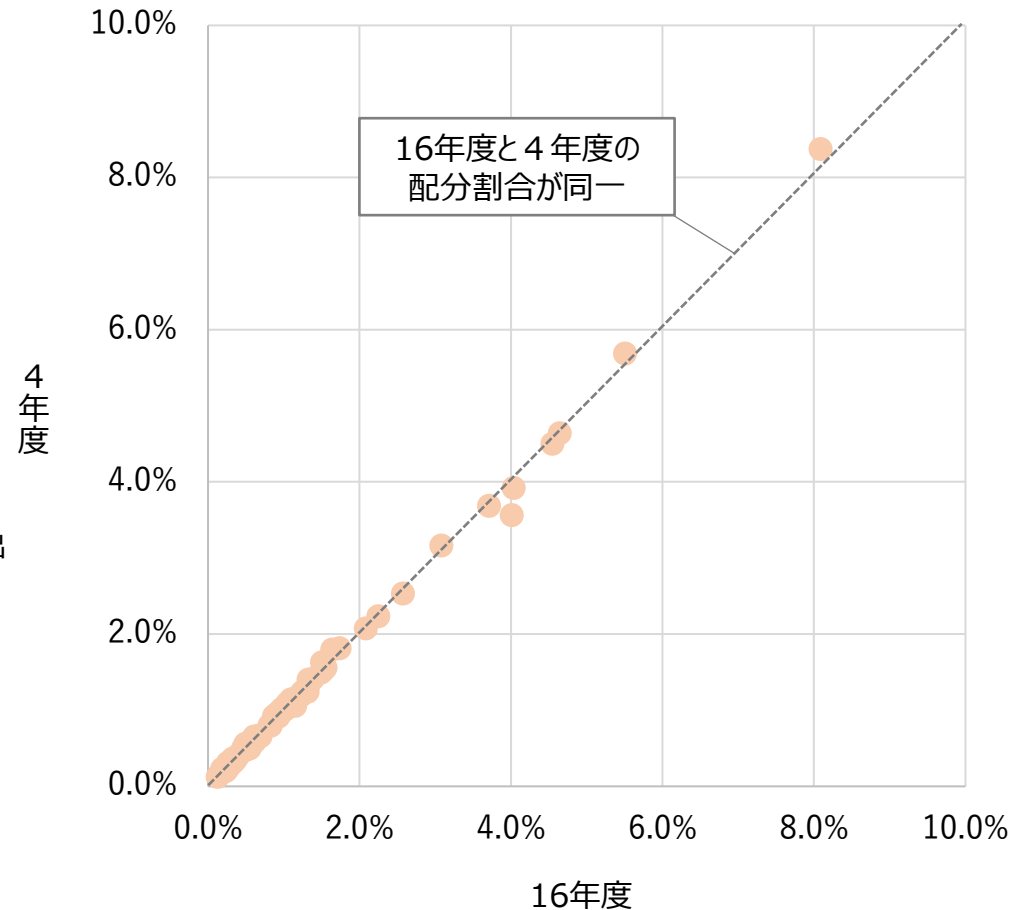
【国大運交金】大学間配分は、教育・研究の質とは無関係に前年踏襲で硬直化

- 運営費交付金は、教育・研究の質とは無関係に、原則前年同額で配分されるため、法人化後18年が経過しても、各大学への配分シェアは当時とほぼ変わっていない。

◆運営費交付金の内訳（令和4年度）



◆運営費交付金における大学別配分割合（平成16、令和4年度）



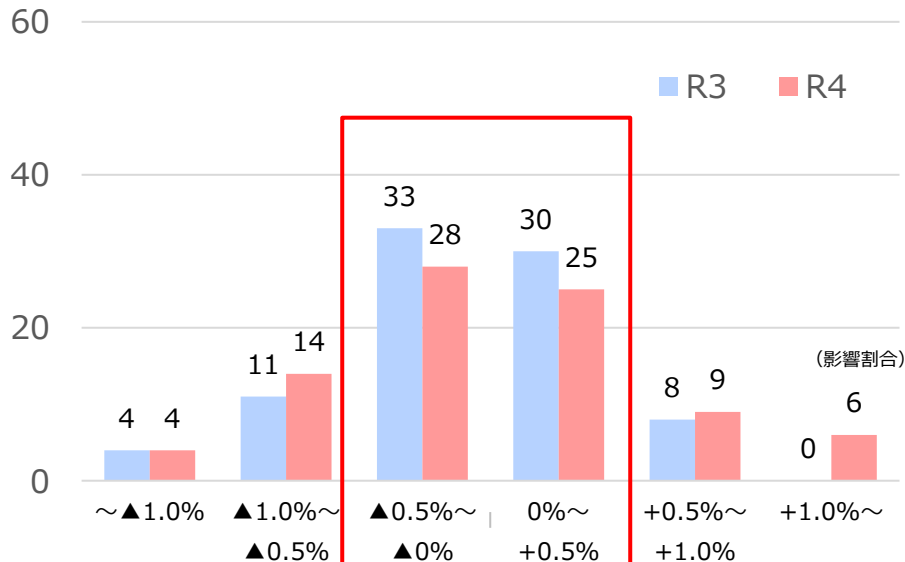
(注) 大学別配分割合における運営費交付金等の額は、特殊要因（退職手当及び附属病院の赤字補てん）を除く予算額。

【国大運交金】「共通指標に基づく配分」の見直し

- 「共通指標に基づく配分」は、運営費交付金全体の配分に与えるインパクトが依然小さく、引き続き、再配分の幅を広げるなど、メリハリを強化する必要。また、「共通指標に基づく配分」の評価指標は、多くの大学が達成している指標等の見直しが必要。
- メリハリ付けの結果への納得感を高めるためにも、例えば改革への取組状況関係の指標について、評価の高かった大学の取組を優良事例として横展開するなど、大学の取組の効果を高めるための工夫を引き続き行うべき。

◆ 令和3，4年度の配分による基幹経費に対する影響

(大学数)



令和4年度においても、半分以上の大学が▲0.5%~+0.5%の範囲に集中している。

(出所) 文部科学省資料を基に財務省作成。

◆ 8割超の大学が達成しており見直しが必要な指標の例

1	人事給与	常勤教員の雇用財源に外部資金を活用
2	会計等	大学の独自指標による成果・実績等の予算配分への活用
3	人事給与	シニア教員に対する給与施策を通じた若手教員のポスト確保
4	人事給与	外部資金を活用した教員の能力等に応じた高額給与制度の実施
5	人事給与	クロスアポイントメント制度が適用されている教員に対するインセンティブ付与

■ は9割の大学が達成、■ は8割の大学が達成した指標。

(出所) 文部科学省資料を基に財務省作成。

(参考) 改革の取組状況に係る配分指標の例

大学教育改革に向けた取組の実施状況

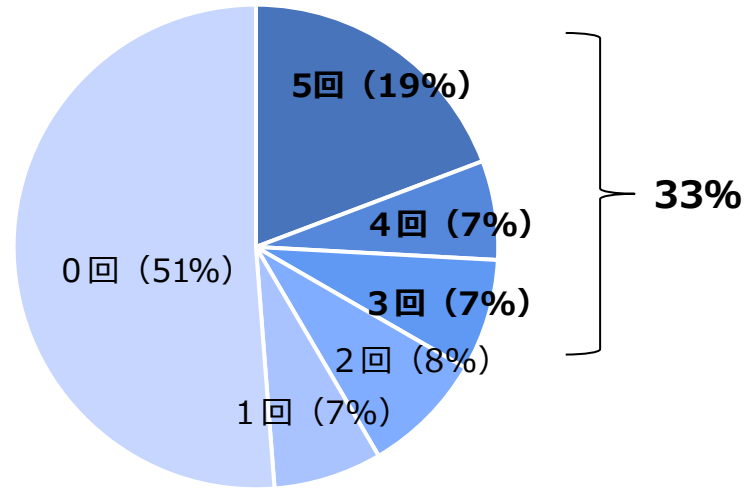
指標の算定方法 (簡略化して抜粋)

- ・学生ごとの学習成果を客観的・多元的に可視化し、就職活動時等に提示する取組を実施
- ・卒業者に対する追跡調査（卒後3年以上経過後の就労・雇用状況等）を組織的かつ継続的に実施
- ・追跡調査の結果をデータベース化し教育改善につなげる組織的な取組を実施

【私学助成】メリハリ強化の必要性

- 令和3年度までの5年間で、3回以上、定員充足率が90%を下回った私大等は約3割存在。また、令和3年度まで、3年連続で、学生現員数が減少し続けている私大等も約2割にのぼる。
- 近年、定員割れの度合いに応じた減額措置を導入してきたものの、令和3年度においても、一般補助、特別補助ともに、学生一人当たり補助額にはメリハリが効いていない。

◆平成29年度から令和3年度までの5年間で、定員充足率が90%割れした回数



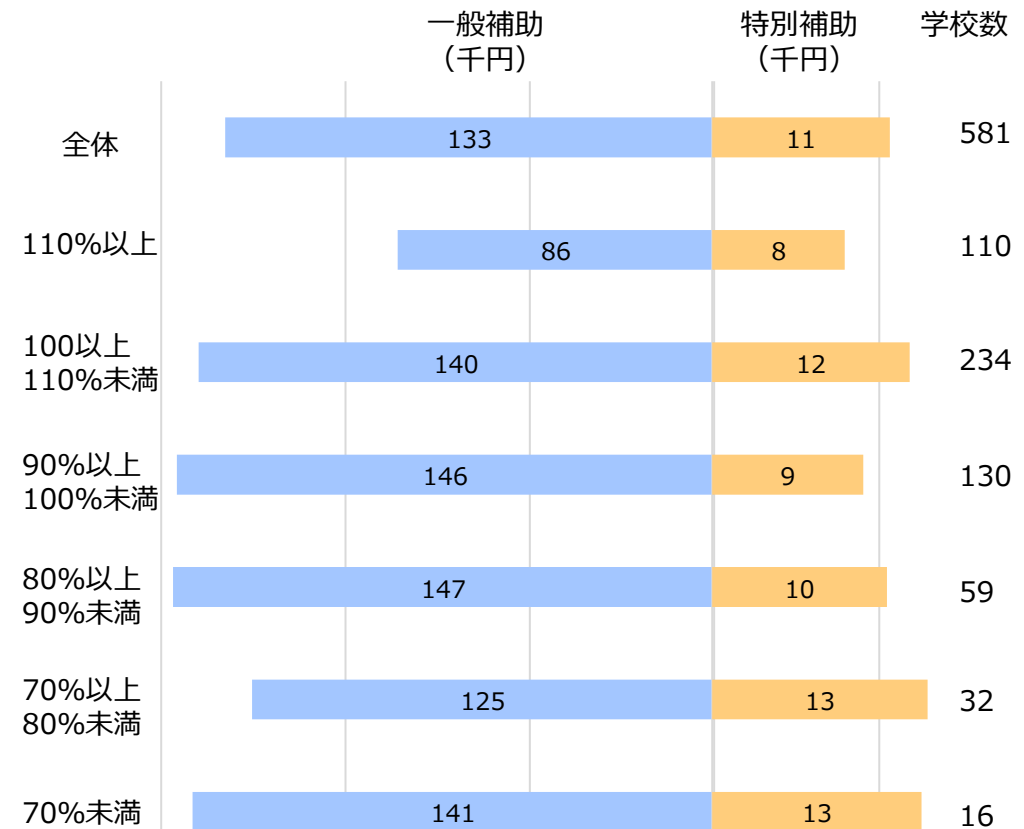
◆令和3年度まで複数年連続で、学生現員数が減少し続けている割合

3年連続で減少	21%
5年連続で減少	7%

(出所) 文部科学省資料から作成

(注) 上図は平成29年度～令和3年度、下図は平成28年度～令和3年度の全ての年度で私立大学等経常費補助金が交付された私立大学等（短期大学、高等専門学校含む）を母集合としている。

◆私立大学の学生現員一人当たり補助額（令和3年度）



(出所) 文部科学省資料から作成

(注) 短期大学、高等専門学校は除いている。

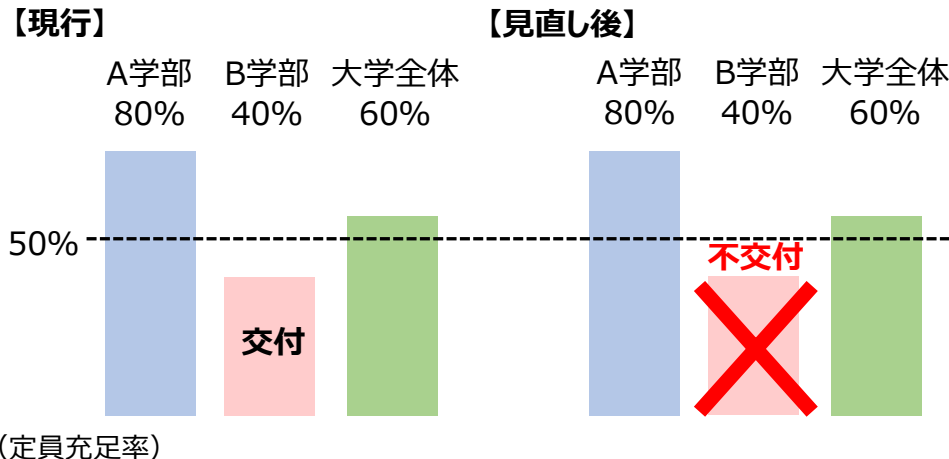
【私学助成】メリハリ強化の方向性

- 私学助成についても、学部ごとの不交付判定の見直しや、複数回、定員充足率が一定水準を下回った場合の減額の深掘り、特別補助の要件・配分方法の見直し等により、**メリハリを強化していくべき**。

◆学部ごとの不交付判定の見直し

- ・私学助成は、学部ごとに金額を算定し、合計額を大学等に交付しており、定員充足率50%未満の学部は不交付とされる。
- ・ただし、一部学部で定員充足率が50%未満であっても、**大学全体で50%を満たしていれば**、当該学部についても**私学助成が支給される**仕組み。

→学部再編を促すため、**学部ごとに不交付を判定する、充足率の基準を引き上げる等の見直しが必要**。



◆直近5年間で複数回、定員充足率が一定水準を下回った場合の減額の深掘り（イメージ）

3回	4回	5回
▲α%	▲β%	▲γ%

※通常の定員割れの減額を深掘り

◆定員割れ大学への補助額が大きい特別補助メニューの要件の見直し

メニュー名	定員充足率90%未満校への交付額割合
改革総合支援事業 「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」	26.1%
数理・データサイエンス・AI教育の充実(※)	20.8%

→ **要件の見直し、厳格化をすべき**

(※) メニューの一つである、「社会における実課題や実データを活用した実践的な教育を全学的に開講する大学等に対する補助」について、当初は、**9校に1,500万円**ずつ配分することを予定していたが、実際には、**105校に600万円**ずつ配分した。

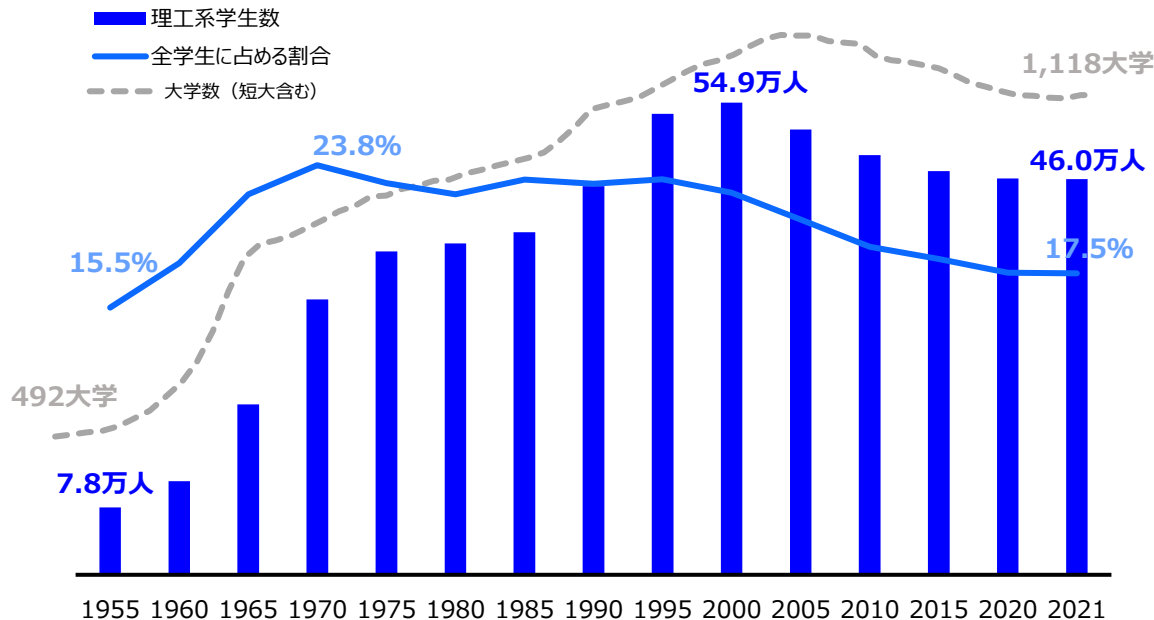
(その分、他のメニューの単価が圧縮された。)

当初の狙い通り、質の高い取組を行う大学に対する重点的配分を行うためには、要件設定等を適切に行っておくべき。

【学部再編】成長分野への学部再編等は、質の向上を伴う形で進めるべき

- 骨太の方針2022（令和4年6月）等において、デジタル、グリーンなどの成長分野への大学等の再編促進等に向けた複数年度の支援策を検討することとされ、今般の経済対策（10月28日閣議決定）に盛り込まれた。
- 近年の高等教育行政は、大学が社会的なニーズを踏まえつつ自主的・主体的に機能強化を行うことを期待して進められてきた中、学部転換を直接的に支援する今回の措置は特殊なものと捉えるべき。**大学が中長期的な観点から責任を持って経営判断を行う、という基本構造は維持する必要。**
- 理工系人材の育成が急務であるとはいえ、**少子化の進展は現実であることから、質の低下を招くことがないよう、定員抑制の観点**も踏まえた運用とし、大学による学生のニーズ把握や理系教員確保の状況等をしっかり確認するとともに、卒業後の人材供給先でもある企業や地域との連携などを求めるべき。高等学校段階における文理融合教育など、**関係施策との連携を十分に図るとともに、本事業の施策効果を把握できるようにすべき。**

◆理工系学生数（学部）等の推移



◆経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

未来を支える人材を含む大学等の機能強化を図る。このため、デジタル・グリーンなど成長分野への大学等の再編促進と産学官連携強化等に向け、複数年度にわたり予見可能性をもって再編に取り組める支援の検討や、私学助成のメリハリ付けの活用を始め、必要な仕組みの構築等を進めていく。

◆物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）

学校教育段階から社会で活躍し評価される人材を育成していくため、成長分野への大学・高専の学部再編等促進（※）、教員研修の高度化、部活動の地域連携や地域クラブ活動移行等を進めていく。

※デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を令和14年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。

【奨学金】修学支援新制度の見直し等

- 奨学金制度については、①高等教育の修学支援新制度における、機関要件の厳格化及び多子世帯や理工農系学生等の中間所得層への拡大の在り方、また、②大学院段階の学生支援のための新たな制度の在り方に関し、令和6年度からの開始に向けて、文科省において、外部有識者を含めた検討が進められている。
- 奨学金制度の在り方を考える際には、給付型奨学金については**高等教育を受けていない者も含めた国民全体の負担**となること、貸与型奨学金については（無利子の場合等の国民負担に加えて）**本人の返済負担**となることを踏まえて検討する必要。**財源確保の必要性、再分配の観点からも対象は限定的である必要。**

◆修学支援新制度（令和2年度開始、令和3年度受給者：32万人）

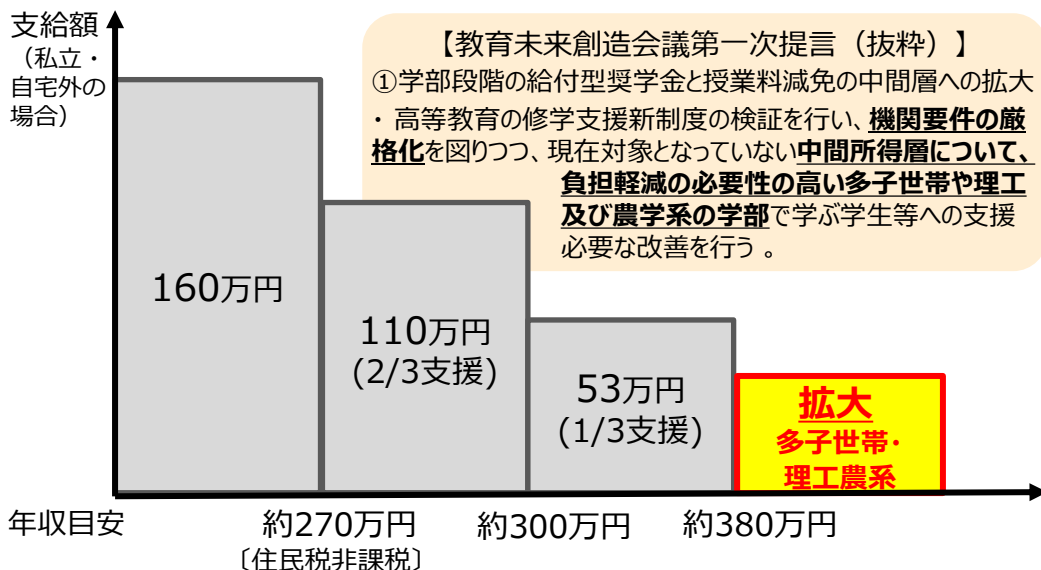
【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①給付型奨学金 ②授業料等減免

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

【対象となる大学等の要件】①3年連続赤字、②前年が負債超過、
③3年連続定員充足率8割未満、のすべてに該当する場合、対象外。

厳格化



◆大学院段階の学生支援のための新たな制度

【教育未来創造会議第一次提言（抜粋）】

②ライフイベントに応じた柔軟な返還（出せ払い）の仕組みの創設
・ 現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、また現在返還中の者も含めて利用できる減額返還制度を、ライフイベント等も踏まえ返還者の判断で柔軟に返還できるよう見直すとともに、**在学中は授業料を徴収せず卒業（修了）後の所得に連動して返還・納付を可能とする新たな制度**を、高等教育の修学支援新制度の対象とはなっていない**大学院段階において導入**する。これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出せ払いの仕組みを創設する。

（参考）所得連動返還制度（平成29年度開始）

【対象となる奨学金】貸与型奨学金（無利子）

【返還額】課税所得の9%

（注1）課税所得が26万円（年収約146万円（単身者の場合））を超えない場合、一律月額2,000円

（注2）年収300万円以下の場合等、返還が困難な事由がある場合には、返還期限猶予が利用可能

【諸外国の所得に連動した返還制度の返還開始時期】

⇒歴史的経緯が異なる英豪は別として、米国と比べても日本の返還開始年収は低い。

	日	米	英	豪
①返還開始年収	146万円	13,590ドル	27,300ポンド	48,361豪ドル
②平均賃金（年収）	444万円	74,738ドル	39,184ポンド	88,929豪ドル
比率（①／②）	0.33	0.18	0.70	0.54

（出所）文部科学省資料を基に財務省作成。

（注1）単身世帯をモデル世帯とする。

（注2）米はAdjusted gross income＝年収として、基礎控除がない豪は課税所得＝年収として記載。米の返還開始年収は、居住地・家族構成によって異なるほか、返還プランによっては上記の額に1.5を乗じた額。

論点（まとめ）

- 今後も入学者数の減少が予測される中、国の制度や支援の在り方については、量の拡大ではなく、学生の能力向上を実現できているか等の質の観点重視する方向に見直しを進めていく必要。
- 学生の能力向上の見える化や大学の国際化を通じ、大学教育の質が高まっていくような環境を醸成していく必要。その際、構造的な改善につながることを期待できない事業については、予算措置は控えるべき。また、既存事業のアウトカムの分析等を通じ、真に有効なものに絞って施策を講じるべき。
- 国立大学法人運営費交付金や私学助成についても、これまでもメリハリ強化の取組を進めてきたが、依然十分な効果がみられないことから、引き続き、メリハリ強化や執行改善を進めていく必要。
- 現在議論が進められている理系転換支援や奨学金制度についても、制度の本質や財源確保の必要性等を踏まえて、適切な制度・運用にすべき。

1. 義務教育

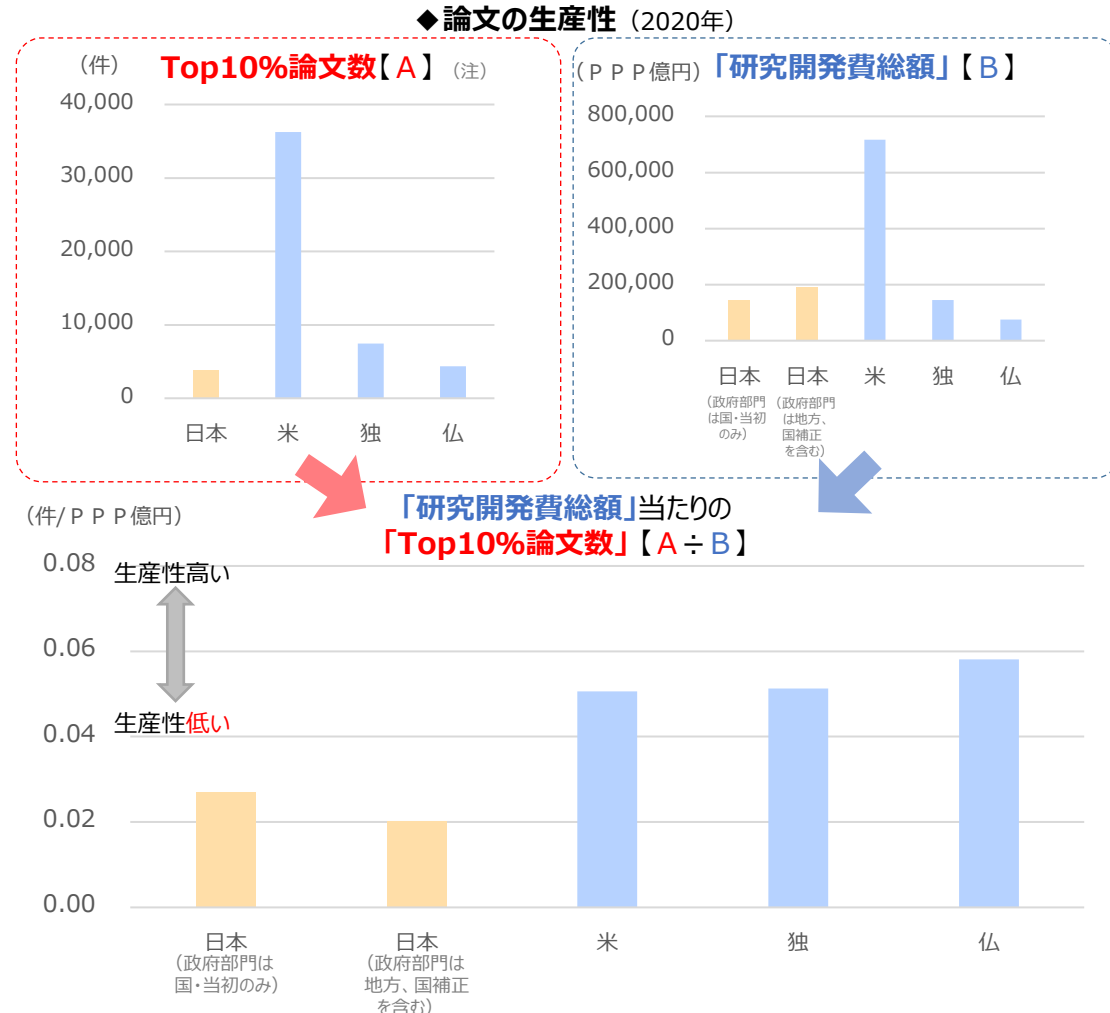
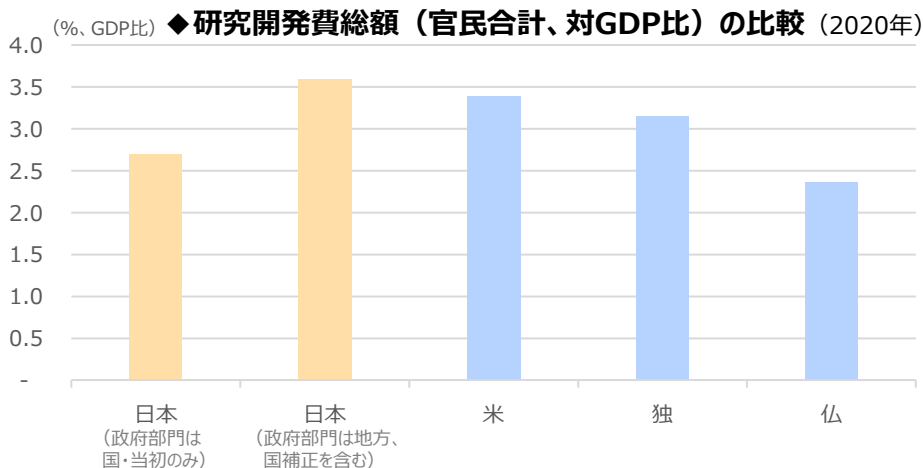
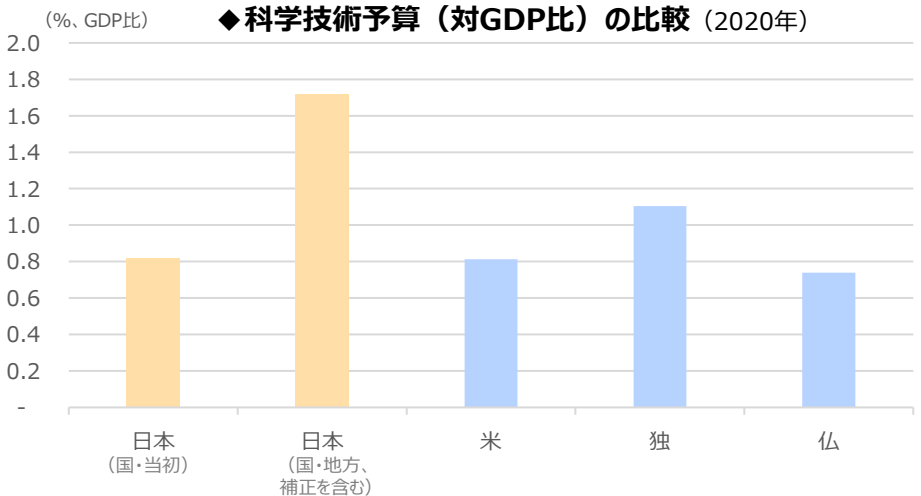
2. 高等教育

3. 科学技術

4. 文化

日本の研究開発費総額と投資効果

- 日本の科学技術予算（対GDP比）は、主要先進国と比べて高く、政府だけではなく民間を含めた研究開発費総額（対GDP比）で見ても、主要先進国と比べて遜色ない水準。
- 研究開発費に対して注目度の高い論文（Top10%論文）の数が少なく、論文の生産性が主要先進国に比べて低水準となっており、研究開発の投資効果の上げが課題。



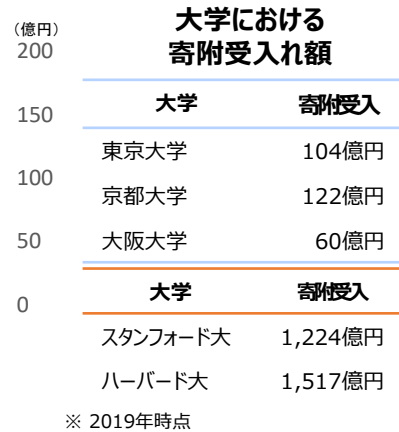
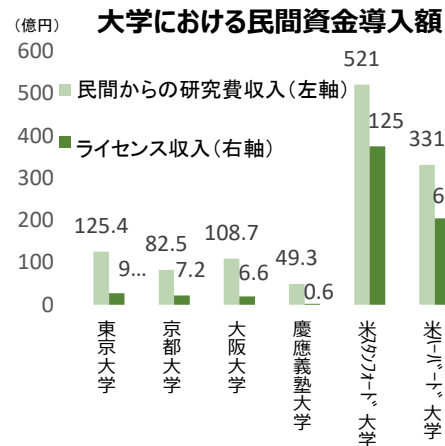
(出所) 科学技術指標2022 (2022年8月、科学技術・学術政策研究所) より財務省作成

(注) 論文数は分数カウント法による計測。分数カウント法とは、機関レベルでの重み付けを用いた国単位での集計を行うもので、例えば、日本のA大学・B大学、米国のC大学の共著論文の場合、各機関は1/3と重み付けし、日本2/3件、米国1/3件と集計する方法。

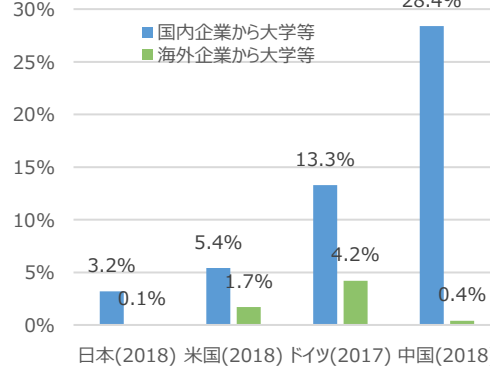
民間資金の活用による研究費の確保や研究環境整備

- 日本の大学における研究受託等の民間資金導入規模は小さく、大学の研究力が十分活用されていない。戦略的産学連携による民間資金獲得等に向け、実効性のあるガバナンス改革を行う大学を評価する仕組みを拡大すべき。更に、大学ファンド事業等において、海外からの資金獲得を積極的に評価するべき。
- また、先端大型研究施設の整備・運用に関しても、近年の取組も踏まえ、民間資金活用を進めるべき。

◆民間資金の活用（大学の研究費）



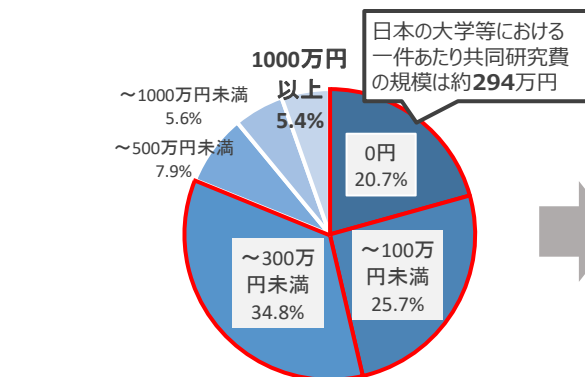
大学等の総研究費に占める企業から受け入れた研究費の割合



(出所) (一社) 大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ大学知財年報2020年度版」

(出所) 「我が国の国際的な科学技術・イノベーション活動の現状認識」(科学技術・学術審議会、第11期国際戦略委員会 (第1回) 資料)

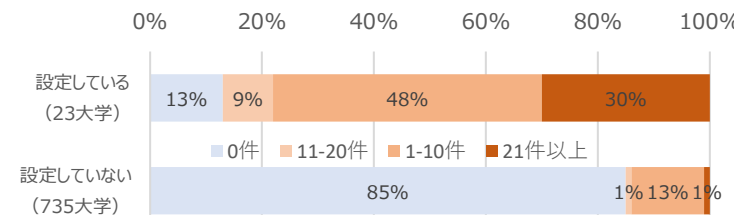
大学等の産学共同研究の1件当たりの規模



(出所) 文部科学省「令和2年度 大学等における産学連携等実施状況について」(2022年2月)

産学連携本部による戦略的産学連携経費の設定の有無と大型共同研究規模別割合

(産学連携本部において、戦略的産学連携経費を設定している大学は設定していない大学と比べて、大型共同研究の実施率が高い。)



(出所) 「大学ファクトブック2022」(一社) 日本経済団体連合会、経済産業省、文部科学省
 (注1) 大型共同研究とは、受入額1千万円以上の民間企業との共同研究。
 (注2) 「戦略的産学連携経費」とは、今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費(主に人件費やマネジメント経費)。

◆民間資金の活用（先端大型研究施設）

次世代放射光施設 Nano Terasu

- 次世代放射光施設 Nano Terasuは、官民地域パートナーシップの下で、建設後の利用予定者が支払う加入金を含む多様な資金源を活用する新しい方式で施設を整備している事例。

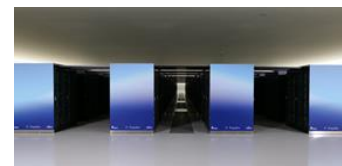
民間資金を活用した、今後の施設整備・運用のモデルとなり得る。



スーパーコンピューター富岳

- 昨年から本格稼働した「富岳」の有償利用(運用費の回収を基本に利用料設定)は、先代の「京」と異なり、企業ニーズに応えた利用オプション(通常より高価格)を選択可。

- この新たな利用料体系の今後の運用実績や、欧米のスパコンでは運営費のみならず運営費+製造費の回収を基本に利用料が設定されている例もあることも踏まえて、「ポスト富岳」整備・運用の検討を行うべき。

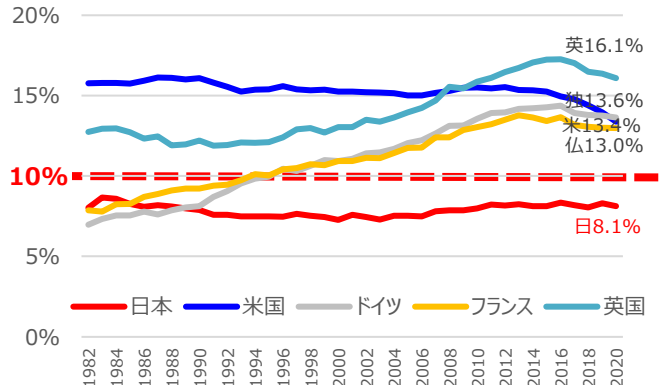


研究活動の国際化

- 日本では、論文の執筆数に比して、**Top10%論文の輩出が少ない（生産性が低い）**背景として、研究活動における**国際性の低さ**（国際共著の少なさや人材の国際流動性の低さ）が指摘されている。
- 例えば、**科研費などの研究費助成事業**において、採択時の国際性評価の強化（海外研究歴の審査における活用等）、採択後における研究成果の国際発信をルール化するなど、**国際化の取組を促す政策誘導を特定の国際共同研究事業に限らず、全体的に強化すべき。**

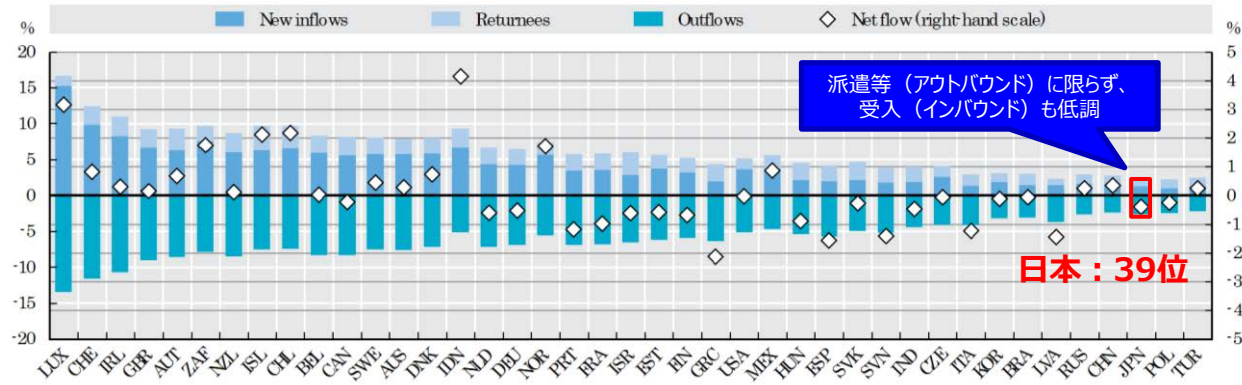
◆各国の論文数に占める Top10%論文の割合

（日本は論文の執筆数に比してTop10%論文が少ない）



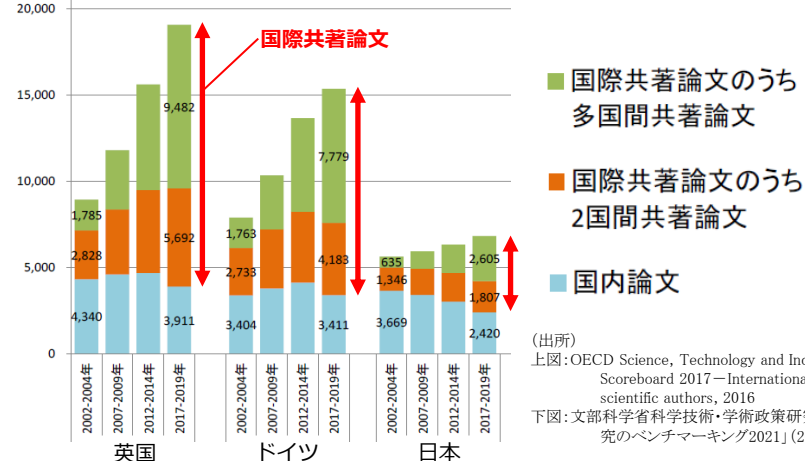
◆研究者の国際移動

（日本はOECD諸国41か国中39位と極めて低い）



（出所）科学技術指標2022（2022年8月、科学技術・学術政策研究所）より財務省作成（出所）OECD「Science, Technology and Industry Scoreboard 2017」

◆ Top10%論文数の状況（世界とは国際共著論文の伸びで差がついている）



◆ Nature誌掲載論文における指摘（抜粋・和訳）

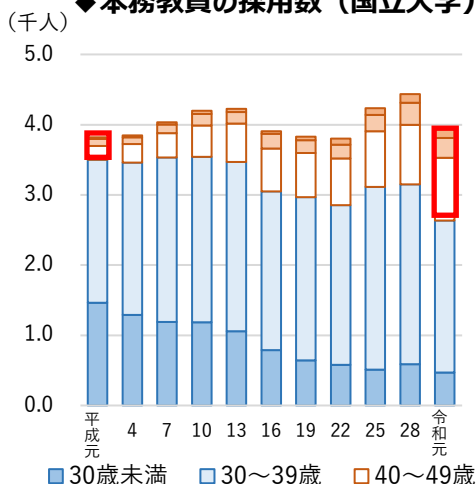
- **研究開発に対する政府支出は、論文の生産数とは相関するものの、少なくとも数少ない実践的な基準である論文引用数により評価された、科学的なインパクトとは相関しない**ことを発見した。
- 研究のインパクトと相関するのは、国を越えた論文共著及び研究人材の流動性により近似された、その国の開放性（openness）。
- 特に、日本においては、論文産出と引用のインパクトが2000年以降横ばいに留まっている。**日本は、主要国の中で最も国際化していない国の一つであり、このことがパフォーマンスの妨げになっている可能性がある。**高度人材の流動性の無さや、言語の壁が、関与の邪魔をしているのかもしれない。

（出所）Wagner, C, S., Jonkers Koen, "Open countries have strong science", Comment, October 5, 2017 Nature Vol.550

研究人材の流動性・若手研究者の機会確保

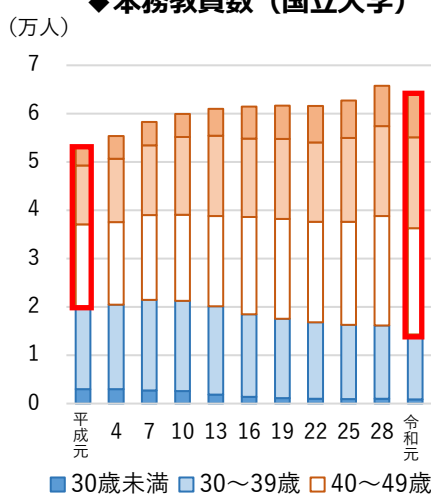
- 国立大学教員について、毎年の採用数・在籍数ともにシニア層割合が増加、若手の割合が低下傾向。また、**大学間の人材流動性が低く、生産性低下の要因の可能性も指摘される**。大学への研究支援については、優秀な若手研究者等が研究に専念できるよう、**人事改革等に取り組む大学を評価して採択すべき**。
- **大学と産業界の人材流動性も低い**。産学連携は、大学の民間資金獲得に加え、**若手研究者の活用を通じた多様なキャリアパス開拓に繋がる**ことが期待され、**産学間の人材流動性拡大の観点からも重要**。

◆本務教員の採用数（国立大学）

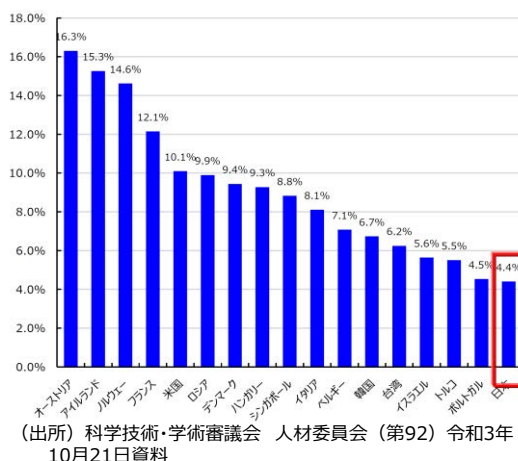


（出所）文部科学省「学校教員統計調査」、文部科学省「学校基本調査」

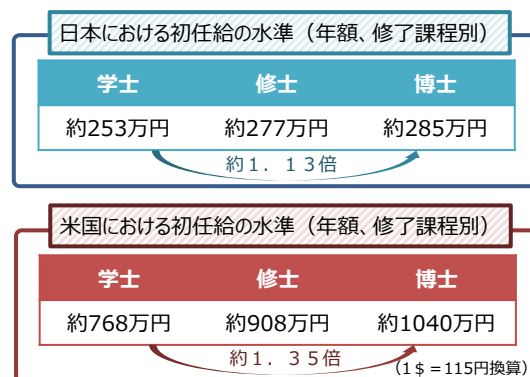
◆本務教員数（国立大学）



◆企業の研究者に占める博士号取得者の割合



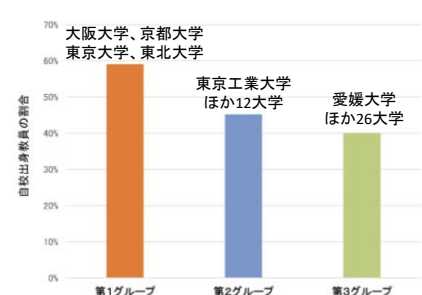
◆給与待遇の差



（出所）産労総合研究所「2022年度 決定初任給調査」、National Association of Colleges and Employers「Salary Survey WINTER 2022」、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」（令和4年4月分）
 （注）米国における初任給は、数学・科学専攻（ボーナス等を除く）における初任給、日本における初任給の年額は、平均初任給（月額）の12か月分とした。

◆大学間の人材流動性

大学本務教員の自校出身者比率



【各大学への文科省聞き取り結果】

大学	自校出身教員割合
大阪大学	44%
京都大学	63%
東京工業大学	35%
東北大学	48%
（参考）東京大学	78%
（参考）カリフォルニア大学	22%

（出所）東京大学は「日本の大学研究室の継代方式に関する研究」（森近・柴山、2011）による平成15年の数値。また、カリフォルニア大学は、科学技術・学術審議会人材委員会 第二次提言（平成15年6月）による。

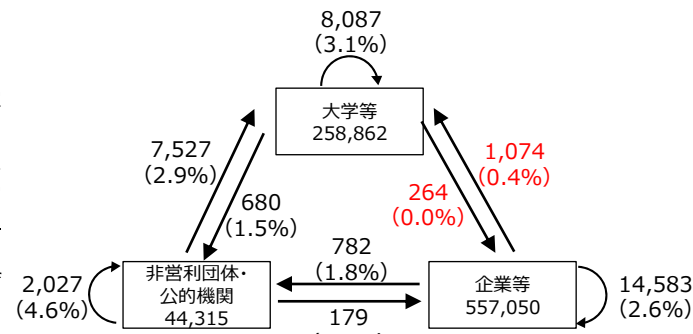
内部からの人材登用（アカデミック・インブリーディング）に関する実証分析

- ・ 自らの研究室の卒業生の割合が高いほど、その研究室の論文生産数は低くなる傾向
- ・ 外部出身者は、教授に昇進して以前の研究室の主催者（PI）から独立する年に大きく研究課題が変化するのに対し、研究室内部の出身者は、PIの地位を得た後も過去の研究課題の慣性が働く傾向

（出所）Morichika, N., & Shibayama, S. (2015). Impact of inbreeding on scientific productivity: A case study of a Japanese university department. Research Evaluation, 24(2), 146-157.

（注）論文生産や研究課題に関し、東大薬学部の研究室メンバーの経歴を用いて実証分析。

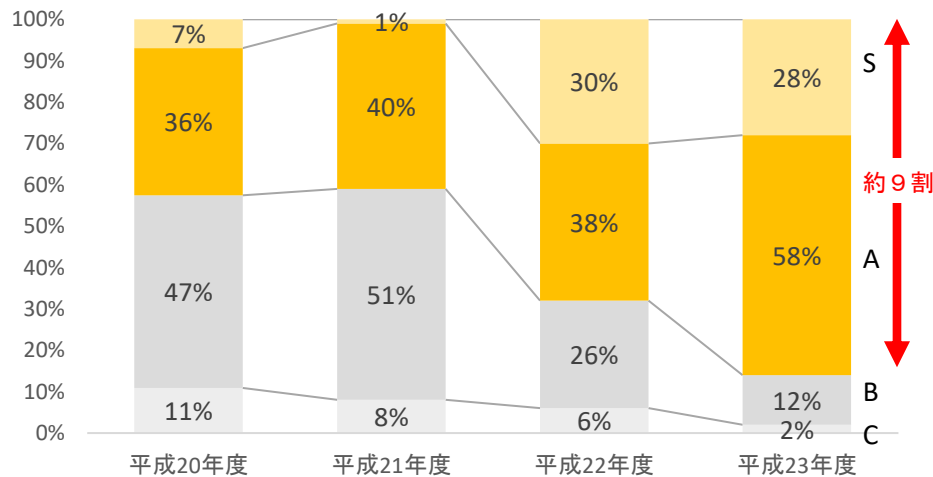
◆産学官の研究者の流動性（平成29年）



科学技術政策の優先順位付け・整理

- 総合科学技術会議（現在の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の前身）による**科学技術予算の「メリハリ」付け**（いわゆるS A B C）は形骸化し、**平成24年度予算以降は行われておらず**、毎年度の統合イノベーション戦略等により重点化施策を特定する、**いわば「ハリ」だけを強調した仕組み**。
- 研究開発の投資効果向上の観点から、日本の研究現場が抱える研究領域の硬直性などの課題の解決に資するよう、**優先順位付けを通じて施策面から誘導**をかけていくことが有効。
- **競争的資金が増加・複雑化**しており、全体像を整理し、限られた政策資源の効果を高めることも重要。
- CSTI（及び同事務局）は、施策の優先順位付け、更には省庁間の施策の整理など、**本来期待されている関係省庁に対する司令塔機能を発揮することが求められる**。

総合科学技術会議における優先度判定の推移（新規事業）



（参考）「統合イノベーション戦略2022」における「戦略的に進めていくべき主要分野」

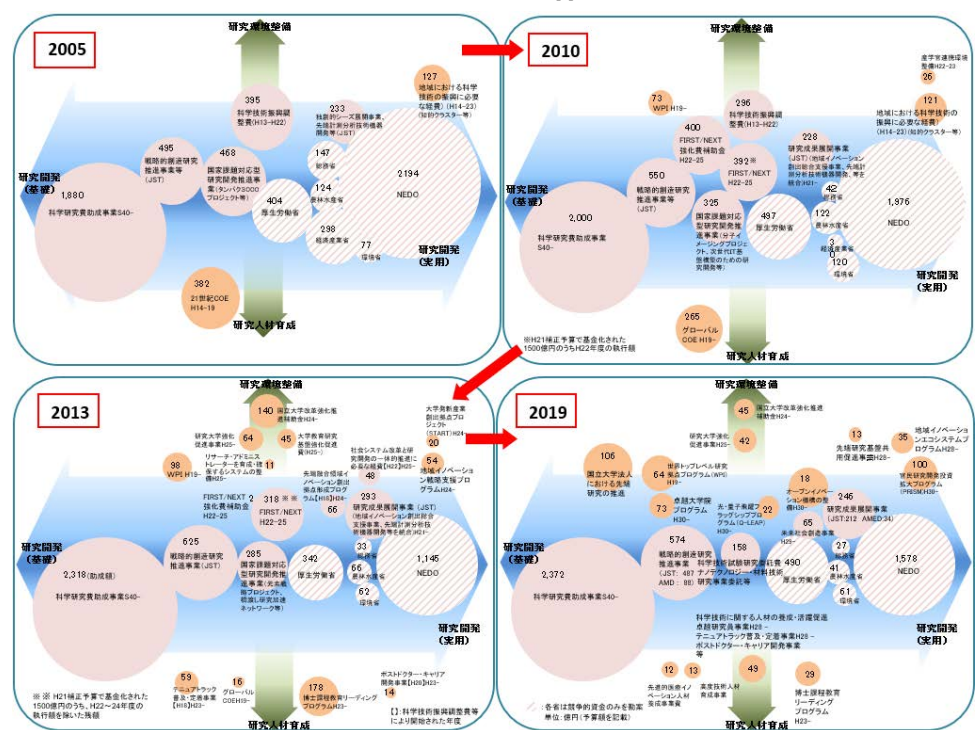
【基盤技術】

- 新たなAI戦略・量子戦略に基づく社会実装や経済安全保障の強化、バイオコミュニティやバイオものづくりを核とした市場拡大、マテリアルDXプラットフォームの実現など、世界最先端の研究開発や拠点形成、人材育成等の推進

【応用分野】

- 健康・医療、宇宙、海洋、食料・農林水産業など、産学官連携による出口を見据えた取組の推進

競争的資金の林立



（出所）（国研）科学技術振興機構 研究開発戦略センター「日本の科学技術イノベーション政策の変遷2020」

総合的な防衛力強化に資する研究開発の推進について（有識者会議における議論）

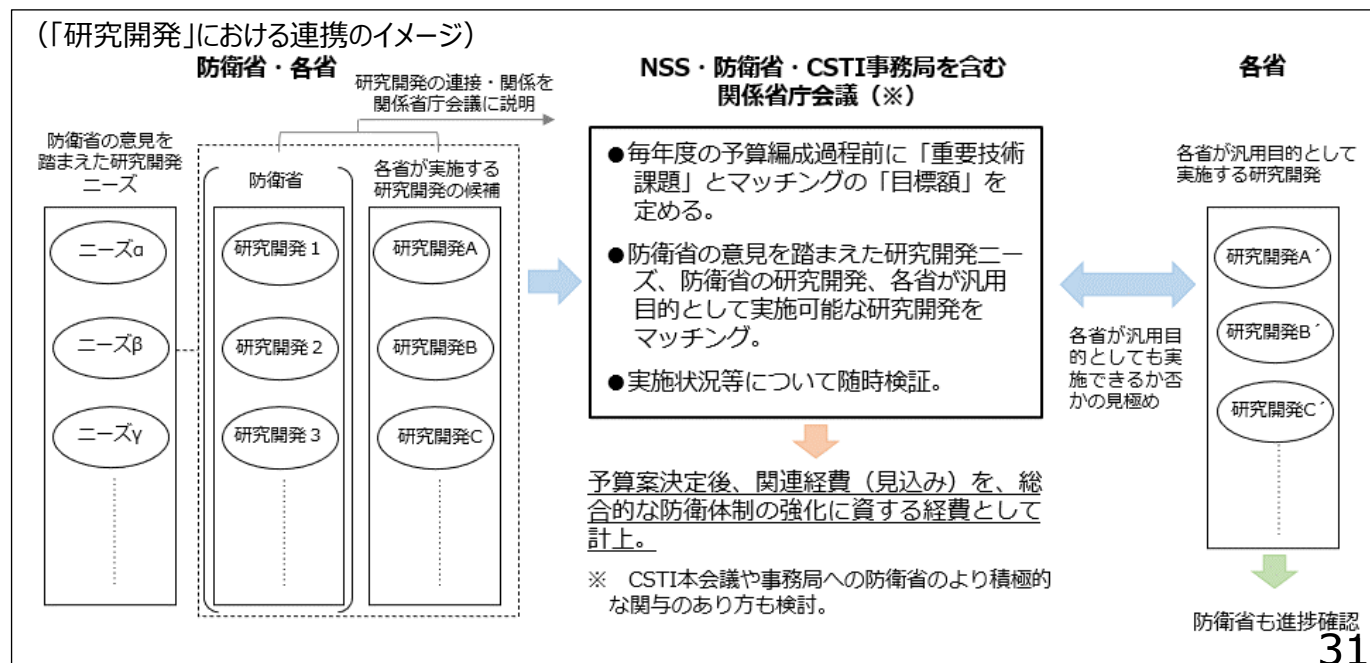
- 「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」において、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発の推進を大いに進めるべく、関係府省が連携する新たな仕組みを構築することが議論されている。
- 総合的な防衛体制の強化に資する科学技術研究開発の推進のため、縦割りを打破し、政策資源の最大限の有効活用を図っていく必要。

◆総合的な防衛体制の強化に向けた取組（第3回「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」官房長官提出資料より抜粋）

- 我が国防衛力の抜本的強化を図るに当たり、総合的な防衛体制の強化は欠かせず、縦割りを打破し、政策資源の最大限の有効活用を図ることを通じ、我が国の持てる力を結集しなければならない。防衛省・自衛隊・海上保安庁のニーズを踏まえ、**総合的な防衛体制の強化に資する研究開発の推進や公共インフラの整備・利活用を大いに進めるべく、関係府省が連携する新たな仕組みを下記のとおり構築する。**
- 我が国防衛力の5年以内の抜本的強化を図るには、下記の**府省横断型の取組に対して**、防衛力の抜本的強化と不可分一体の取組として、新たな「中期防衛力整備計画」の最終年度に当たる令和9年度予算には必要な水準の予算としての措置が講じられている必要がある。それまでに複数年にわたって重点的に資源を配分する観点から、**各年度予算において、これらの取組に関する経費を総合的な防衛体制の強化に資する経費として計上・把握する。各年度の概算要求において特別な要望枠を設けるなどの予算要求と連動する大胆な措置を講じるとともに、その執行や防衛省・自衛隊・海上保安庁のニーズの反映状況を含めた進捗状況を関係府省会議において確認する。**

【研究開発】

- 総合的な防衛体制の強化に資する科学技術研究開発の推進のため、**関係省庁が国家安全保障局、防衛省及び内閣府（科学技術政策担当）と連携して、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと各省が有する技術シーズをマッチングさせるとともに、当該事業を実施していくための府省横断的な仕組みを創設する。**
- **具体的には、国家安全保障局、防衛省及び内閣府（科学技術政策担当）を含む関係府省会議において、毎年度の予算編成過程前に防衛上の「重要技術課題」とマッチングの「目標額」を定めた上で、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズ、防衛省の研究開発、各省が汎用目的として実施可能な研究開発をマッチングするとともに、事業の執行についても「関係府省会議」で進捗確認する。**



論点（まとめ）

- 日本の科学技術予算や研究開発費総額の対GDP比は、主要先進国と比べて遜色のない水準であるが、注目度の高い論文（Top10%論文）の数が少なく、研究開発の投資効果の引上げが課題。
- 日本では大学における民間資金導入の規模が小さく、戦略的な産学連携による民間資金の導入拡大等に向け、実効性のあるガバナンス改革を行う大学を評価する仕組みを拡大すべき。また、先端大型研究施設整備についても民間資金の導入を進めるべき。
- 研究開発の投資効果向上等の課題に対応するため、①研究活動の国際化に向けた政策誘導の強化、②研究人材の流動性確保・若手研究者の機会確保に向けた大学の積極的な評価、といった取組を進めていく必要がある。
また、研究人材の流動性については、大学間にとどまらず、産学間の流動性の低さも課題であり、研究人材の流動化の観点からも産学連携を進めていくことが重要。
- また、上記に加えて、足もとにおける科学技術政策全体に関する論点や議論等を踏まえ、
 - ・ 日本の研究現場が抱える研究領域の硬直性や競争的資金の増加・複雑化といった課題に対応するための科学技術政策の優先順位付けや整理
 - ・ 総合的な防衛体制の強化に資する科学技術研究開発の推進のため、縦割りを打破し、政策資源を最大限に有効活用するための府省横断的な仕組みの創設といった政策的対応も求められる。

1. 義務教育

2. 高等教育

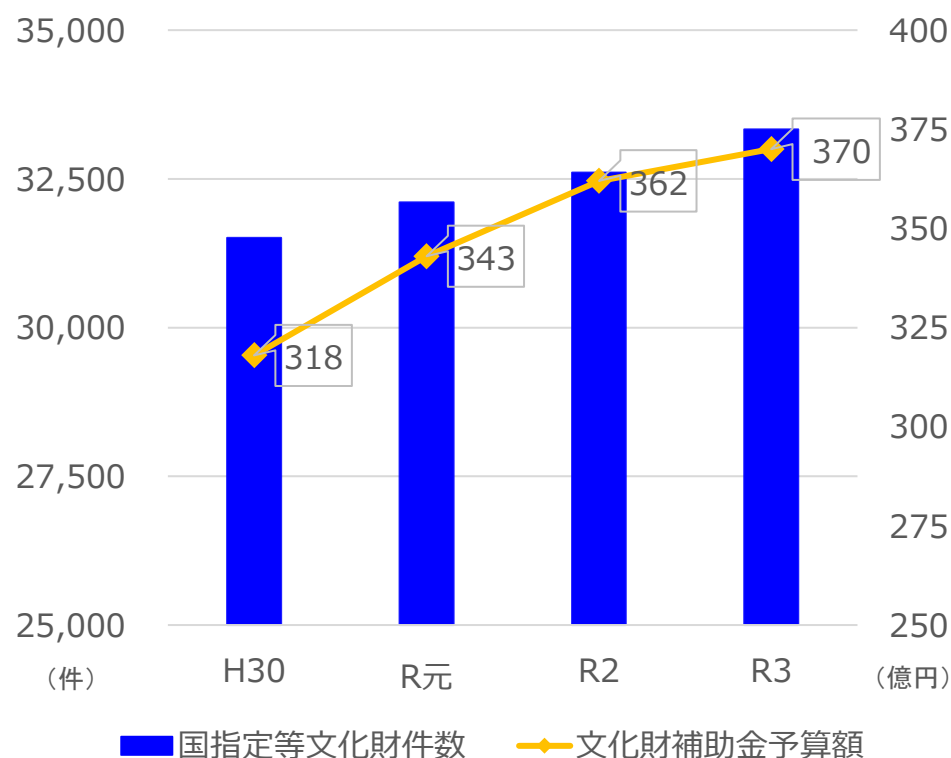
3. 科学技術

4. 文化

文化財の保存修理・公開活用等に係る多様な資金調達の促進について①

- 国指定等文化財の件数は年々増加しており、それに伴って保存修理、公開活用等（以下「保存修理等」）に必要な補助金も増加している。
- 国指定文化財の保存修理等に係る費用について、現在はその事業費の50%～85%を国が補助金で負担する形で賄われている。

国指定等文化財件数と文化財補助金予算額の推移



(出所) 文化庁資料を基に財務省作成

(注) 当該年度の補助金額は各年度の当初予算額 + 補正予算額

[国指定等文化財所有者別件数一覧 (R4.4.1時点)]

	国 (注1)	地方公共団体		宗教法人	その他 法人	個人	その他 (注2)	合計
		都道府県	市町村					
国指定等文化財	1,989	732	3,111	10,801	5,180	7,582	4,373	33,768

※他区分の所有者との共有を含む。

(出所) 文化庁資料を基に財務省作成

(注1) 上記の所有者別一覧における「国」とは国のほかに独立行政法人と国立大学法人を含む。

(注2) 史跡名勝天然記念物、重要無形文化財、登録無形文化財、重要無形民俗文化財、登録無形民俗文化財、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区、選定保存技術、登録記念物を含む。

[国指定文化財の国庫補助の状況]

	原則	災害復旧
国指定文化財	50%～85%	70%～85%

(注) 国所有の建造物の大部分は、国が管理団体（地方自治体、公益財団法人等）を指定し、当該団体が文化財の保存修理等の実施を国に代わって行っており、その費用は当該団体が文化庁に補助金の交付申請を行い、補助金の交付（最低65%）を受けることで賄っている。

文化財の保存修理・公開活用等に係る多様な資金調達の促進について②

- 文化財は後世に引き継ぐべき国民全体の宝。今後ますます文化財の保存修理等に係る費用の増加が見込まれる中、今後も適切な保存修理等を遅滞なく実施するためには、国の補助金のみならず**多様な資金調達を通じて、国民全体で文化財を支えていくことが不可欠。**
- 一部の地方公共団体において、クラウドファンディングにより文化財の保存修理等に係る費用の一部を賄う取組が始まっている。こうした取組は単に資金を調達するのみならず、**文化財に対する国民の意識を高めるものであることから、更に促進していくことが重要。**
- また、文化財の保存修理等に係る費用を賄うためには、文化財の公開活用による自己収入の拡大が不可欠であるが、例えば、文化財の入場料を国際比較すると、日本の文化財の入場料は低水準に留まっており、**自己収入拡大の余地が十分にある。**

クラウドファンディングによる保存修理等の活用事例（青森県黒石市）

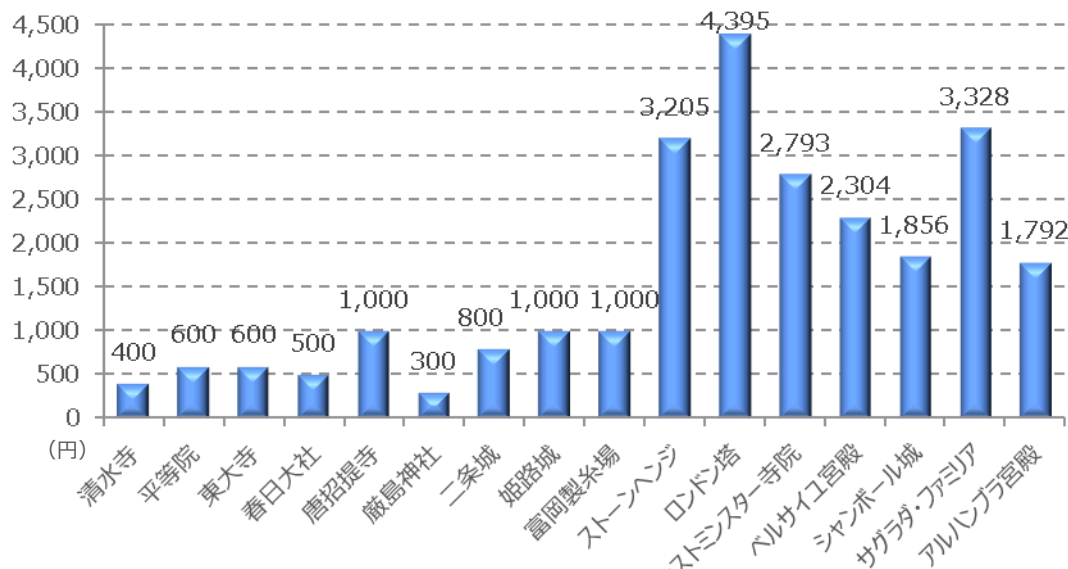


文化元年（1804年）に建てられた酒蔵の保存と活用に取り組む中で、2016年度にこの建物を活用するために必要な上下水道工事の費用をクラウドファンディング（以下、「CF」）で募った。

購入型のスキームで、リターンに「支援者の名前を主屋玄関口に掲示」「カフェのランチ無料券」などを設定し、目標金額100万円を超える支援が集まり、工事が可能となった。

（出所）文化庁「文化財保護のための資金調達ハンドブック」

文化財の入場料の国際比較



※財務省調べ（参考：デービッド・アトキンソン「国宝消滅」）

日本円への換算は、令和4年度支出官レート（128円／€、147円／£）による。

論点（まとめ）

- 現在、文化庁における補助金交付決定は、主に緊急性や活用見込み（文化財保存活用地域計画及び個別の文化財保存活用計画で活用方策が具体的に明示等）に基づいて判断されているが、各文化財の所有者による多様な資金調達の取組を促進するため、まずは国、地方公共団体所有の文化財を国庫補助で保存修理等を行う場合において、資金調達に対する取組も判断材料に入れて決定するべきではないか。
- また、公開活用可能な文化財については、入場料の全体水準を上げるとともに、入場者により差異を設ける（例えば、文化財の保存修理等の費用を負担していないインバウンド観光客に対しては入場料を高めに設定する）など、一層の自己収入拡大の工夫が必要であり、文化庁は補助金交付において、こうした取組も判断材料に入れて決定するべきではないか。
- こうした取組の進展を可視化するため、文化庁は、保存修理等に係る費用を補助した文化財について、①総補助件数のうち多様な資金調達の取組を実施している件数の割合、②総事業費において各所有者の多様な資金調達により賄っている費用の割合、について毎年度公表するべきではないか。